



新型コロナウイルスとの 闘いの足跡

令和6年1月
神奈川県

構成

【全体版】

新型コロナウイルスとの闘いの足跡

※令和6年1月26日公表

【保健医療編】

新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録

※令和5年7月31日公表

【対策本部運営編】

新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録

※令和6年1月26日公表

はじめに

令和2年1月に、国内で初めての新型コロナウイルスの感染者が本県で発生しました。翌月には、ダイヤモンド・プリンセス号が横浜港に入港し、そこで発生した感染者の対応に直面するなど、本県では、全国のどこよりも早く、新型コロナウイルス感染症への本格的な対応が始まりました。

その後、5類移行までの3年半にわたり、我々は、試行錯誤を重ねながらも、この未知なる敵との懸命な戦いを続けてきました。

この試行錯誤の象徴ともいえるのが、本県独自の「神奈川モデル」の構築です。

特に、患者を重症・中等症・軽症の3層に振り分ける医療提供体制は、全国の医療提供体制のモデルとなるものでした。

このほか、全国初の臨時の医療施設、緊急酸素投与センターの設置、登録者数が160万人を超えたLINE「新型コロナパーソナルサポート(行政)」、入院優先度判断スコアの導入、自宅療養者を医師や看護師がサポートする地域療養の仕組み、マスク飲食実施店など、神奈川モデルは40を超え、全国の新型コロナ対応を先導しました。

また、8回に及ぶ感染拡大の波を抑えるため、県民や事業者の皆様には、M・A・S・Kを基本とする感染防止対策のほか、外出自粛や営業の自粛や短縮といった、いわゆる行動制限措置もお願いしました。

3年半にわたる闘いの中では、デルタ株という感染性・重症化率が高い変異株の出現により、新規感染者数の爆発的な増加が起こり、医療がひっ迫する厳しい局面もありましたが、何とか克服してこられたのは、ダイヤモンド・プリンセス号の対応の陣頭指揮に当たった災害医療の専門家、民間から招いたデジタル分野等の専門人材、全庁コロナシフトという非常時の体制の中で対応してきた職員、そして何よりコロナの最前線で対応した全ての医療従事者や、行動制限等の要請にご協力いただいた県民及び事業者の皆様の協力など、県総力を挙げた取組の成果です。

改めて、全ての県民、事業者、関係機関の皆様にご心より感謝申し上げます。

この「新型コロナウイルスとの闘いの足跡」は、神奈川県職員が、全庁一丸となって対応した新型コロナ対応の取組の記録と、職員が肌身で感じ取った課題や教訓を記したものです。

この足跡を次代に引き継ぐことで、今後再来するかも知れない未知のウイルスの出現、新たなパンデミックへの対応の一助になれば幸いです。

令和6年1月

神奈川県知事 黒岩祐治

目次

- I 数字で見る神奈川のコロナ対応（全国における神奈川）
- II クロノロジー（主要事項）
- III 本部体制（取組1～3）
- IV 感染防止対策（取組4～11）
- V 県民生活・経済支援（取組12～16）
- VI 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）（取組17～20）
- VII 県民・企業からの協力・支援（取組21）
- VIII 適時適切な予算編成（取組22）
- IX 議会の取組（取組23～25）
- X 保健医療（取組26～40）
- XI 文教対策（取組41）

I 数字で見る神奈川のコロナ対応（全国における神奈川）

I 数字で見る神奈川のコロナ対応(全国における神奈川) 3

(1) 県内新規感染者数

	神奈川県※1 (累計)	神奈川県※2 (人口10万人当たり)	全国※2 (人口10万人当たり)
令和2年1月16日～ 令和5年5月7日(通年)	2,239,844人	19.67人	21.98人
令和2年4月7日～5月25日 (緊急事態宣言①)	1,060人	0.24人	0.20人
令和3年1月8日～3月21日 (緊急事態宣言②)	22,305人	3.30人	2.05人
令和3年4月20日～8月1日 (まん延防止等重点措置①)	33,585人	3.49人	3.03人
令和3年8月2日～9月30日 (緊急事態宣言③)	82,984人	14.84人	10.11人
令和4年1月21日～3月21日 (まん延防止等重点措置②)	378,326人	62.60人	51.70人

全体を通じて、全国の人口10万人当たりの感染者数以下に感染を抑えることができた。
ただし、緊急事態宣言等の期間は、その期間において全国の人口10万人当たりの感染者数を上回っていた。(自主療養者数(令和4年1月28日から9月25日)は除く)

※1: 厚生労働省オープンデータ「新規陽性者数の推移(日別)」より算出。なお、自主療養者数(令和4年1月28日から9月25日)は除く

※2: 厚生労働省オープンデータ「人口10万人当たり新規陽性者数」より算出

(2) 県内医療機関数

病院の施設数(人口10万人あたり)

令和3年

神奈川県



3.6病院 (全国47位)

全国



6.5病院

病院病床数(人口10万人あたり)

令和3年

神奈川県



800.0床 (全国47位)

全国



1195.2床

厚生労働省厚生統計要覧(令和4年度)より引用

(3) 県内死亡率

	新規感染者数(A) ^{※1} (令和2年1月16日～ 令和5年5月8日(通年))	累計死亡者数(B) (令和5年5月9日時点)	死亡率(B/A)
神奈川県	2,239,844人	4,338人 ^{※2}	0.19%
全国	33,738,398人	74,694人 ^{※3}	0.22%

人口10万人あたりの医療機関の数が全国47位の中、新型コロナ罹患後死亡率を低位に抑え込んだ。

※1 厚生労働省オープンデータ「新規陽性者数の推移(日別)」より算出

なお、自主療養者数(令和4年1月28日から9月25日)は除く

※2 神奈川県コロナデータアーカイブ「死亡者数(累計)」より引用

※3 内閣官房オープンデータ「累積の死亡者数」より引用

I 数字で見る神奈川のコロナ対応(全国における神奈川) 5

(4) 飲食店見回り件数・時短要請件数・命令件数/全国の時短命令件数)

	見回りの件数 (延べ数)	個別要請の 件数	命令の件数 (全国の件数)	過料手続きの件数 (全国の件数)
R3.4.20～8.1 まん延防止等重点措置	22,782件	188件	81件 (540件)	71件 (437件)
R3.8.2～9.30 緊急事態宣言	10,676件	354件	131件 (1,213件)	99件 (957件)
R4.1.21～3.21 まん延防止等重点措置	注1 3,206件	227件	23件 (469件)	13件 (389件)

注1 マスク飲食実施店の認証件数が増加したため、見回り件数が減っている。 (R4.8.31現在)

神奈川県は命令及び過料手続きの件数は全国で2番目に多かった。

命令の件数 (上位5県)

※全国の合計
: 2,222件



過料手続きの件数 (上位5県)

※全国の合計
: 1,783件



I 数字で見る神奈川のコロナ対応(全国における神奈川) 6

(5) 財源措置(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止とともに、地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じ、必要な事業を実施できるよう、措置された交付金

○ 国予算額

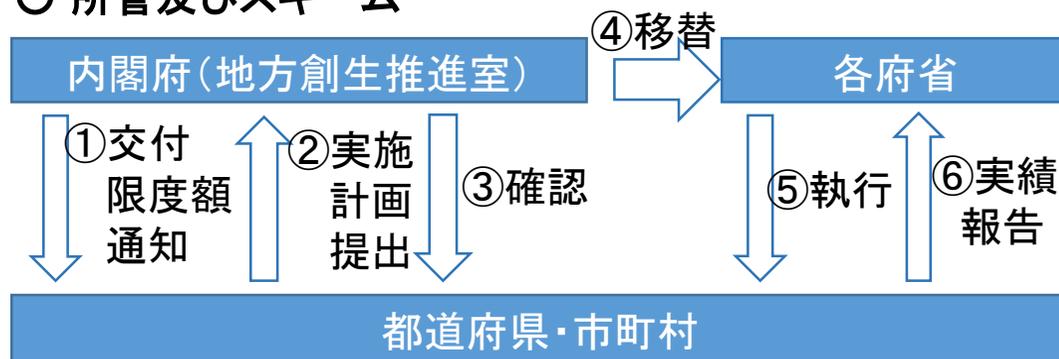
[令和2・3年度]

補正予算11.3兆円、予備費3.9兆円
(計15.2兆円)

[令和4年度]

補正予算0.75兆円 予備費2.4兆円
(計3.15兆円)

○ 所管及びスキーム



○ 県配分額※令和2～4年度

- ・ 地方単独事業分等 1,684億
- ・ 協力要請推進枠交付金等 5,600億
- ・ 検査促進枠交付金 245億

○ 県実績額※令和2～4年度

- ・ 地方単独事業分等 1,553億
- ・ 協力要請推進枠交付金等 5,540億
- ・ 検査促進枠交付金 132億

【数字で見る神奈川のコロナ対応 課題と教訓】

○パンデミックへの対応は迅速な財政措置(国への要請)が必須

○限られた医療等資源の中でも、民間のノウハウも含め、知恵と工夫、そして神奈川県を挙げた取り組みで克服できる。

Ⅱ クロノロジー(主要事項)

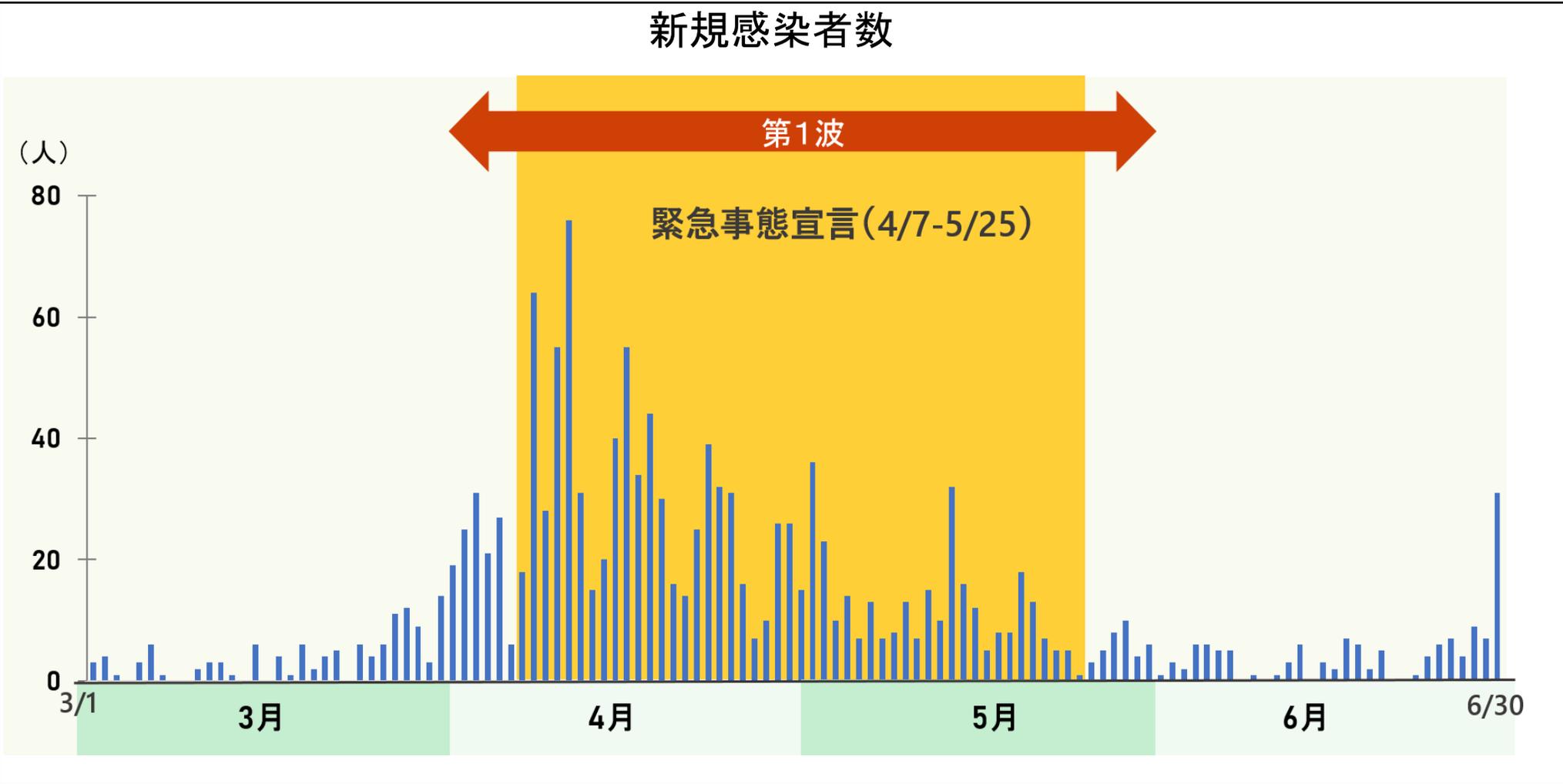
(1) 株の変異

期間	主たる株	当該期間中の感染の波
令和2年4月～令和3年3月	従来株	第1波から第3波
令和3年4月～令和3年6月	アルファ株	第4波
令和3年7月～令和3年9月	デルタ株	第5波
令和4年1月～令和4年5月	オミクロン株	第6波
令和4年6月～令和4年9月	オミクロン株BA.5	第7波
令和4年10月～令和5年5月7日	オミクロン株BA.5亜系統	第8波

新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)「第2章 総論」参照

(2) 感染拡大の波(令和2年4月から6月)

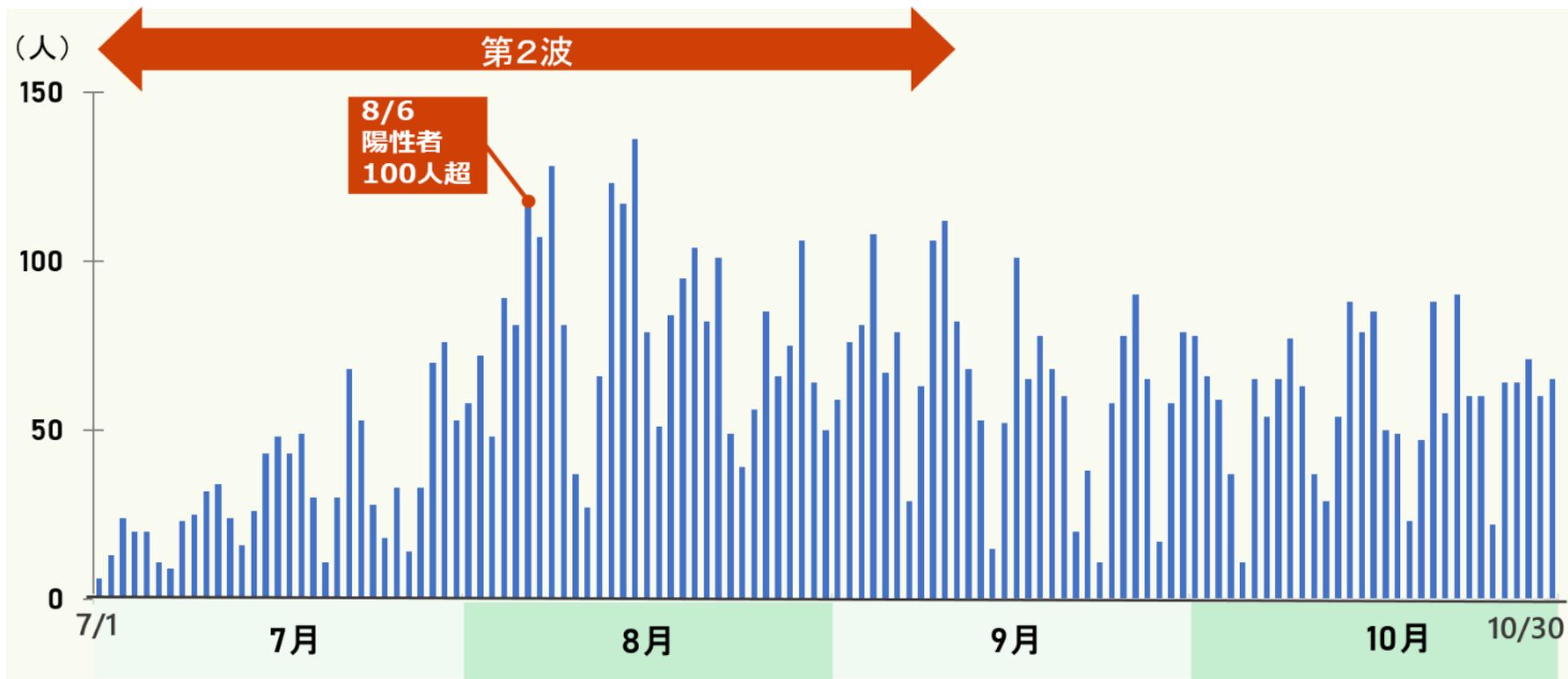
第1波



(2) 感染拡大の波(令和2年7月から11月)

第2波

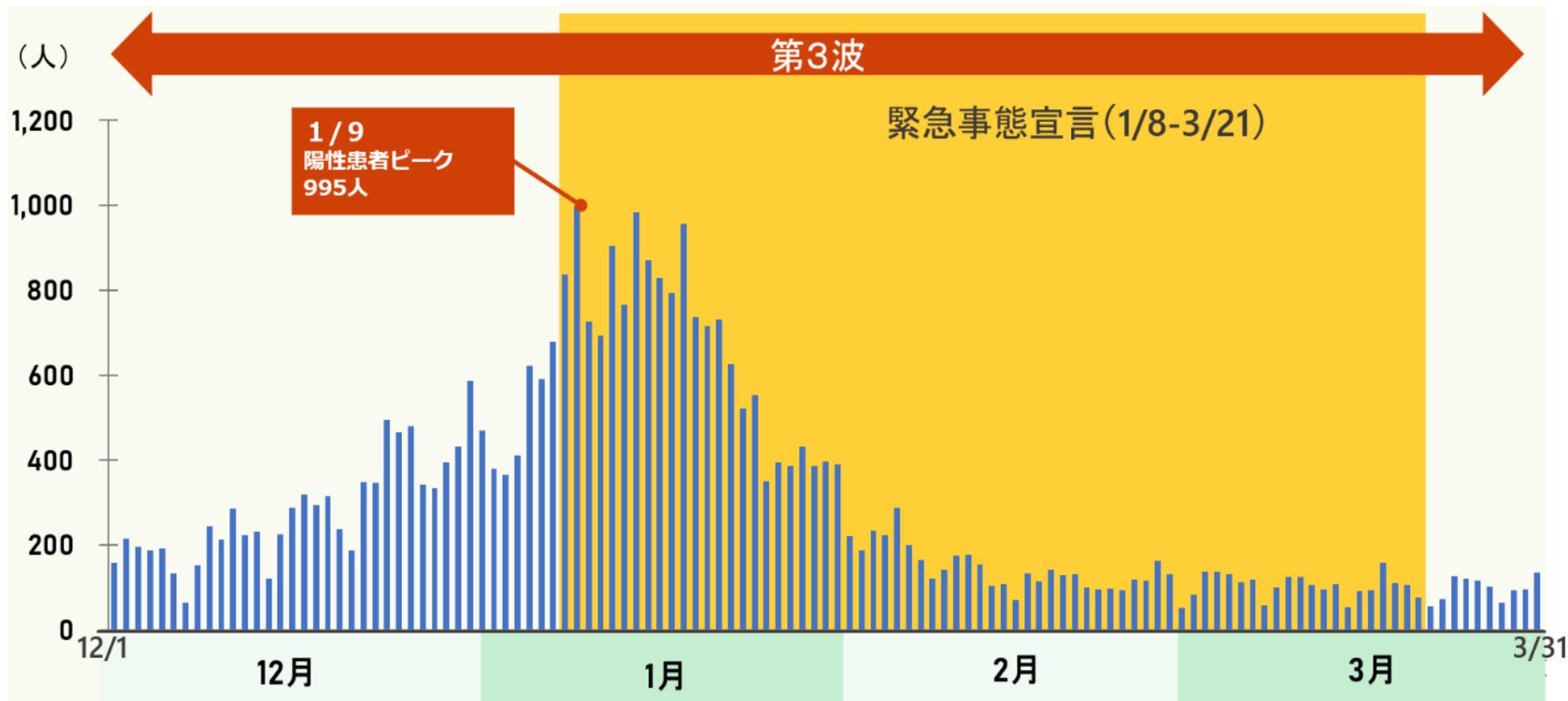
新規感染者数



(2) 感染拡大の波(令和2年12月から令和3年3月)

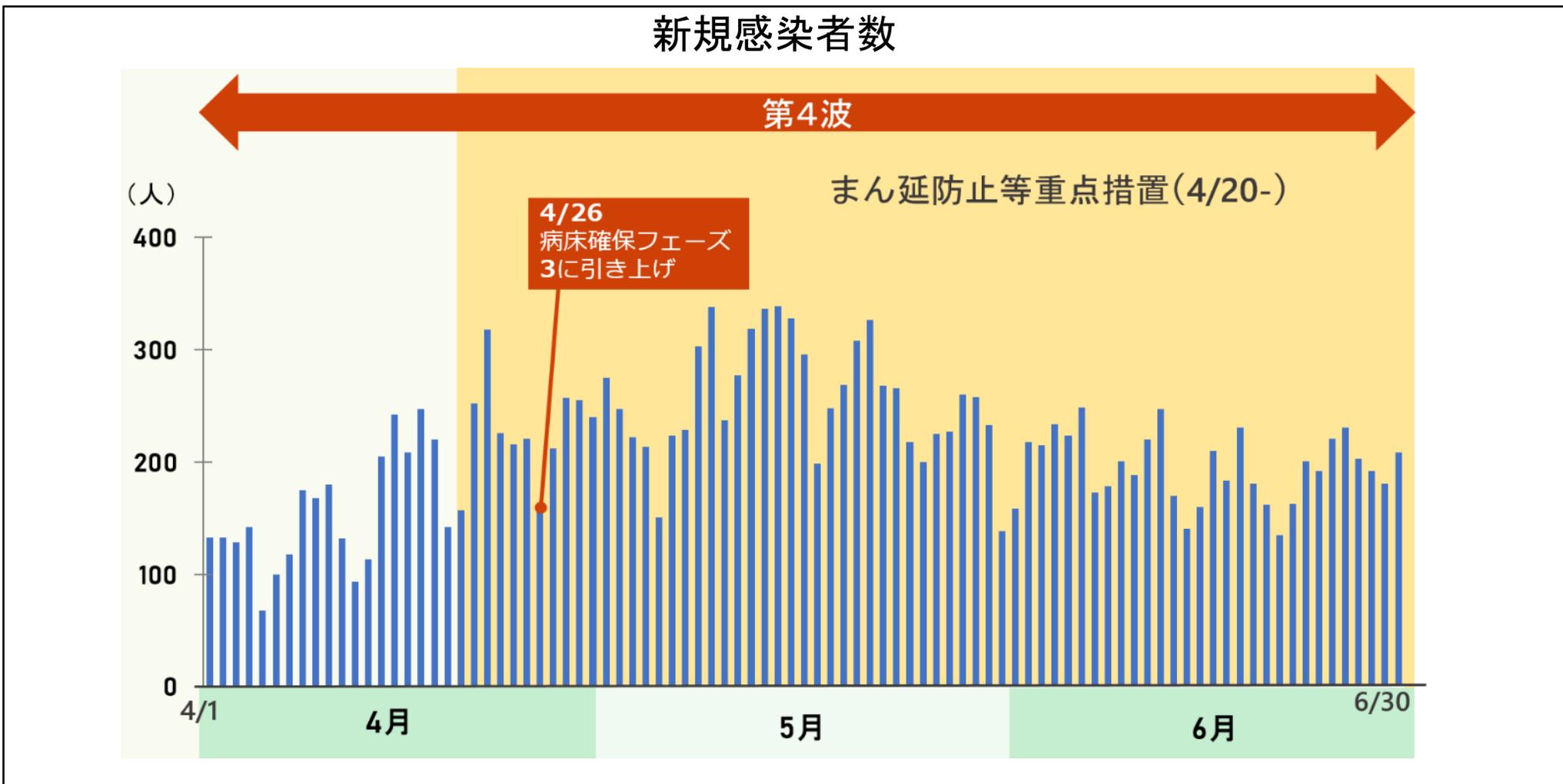
第3波

新規感染者数



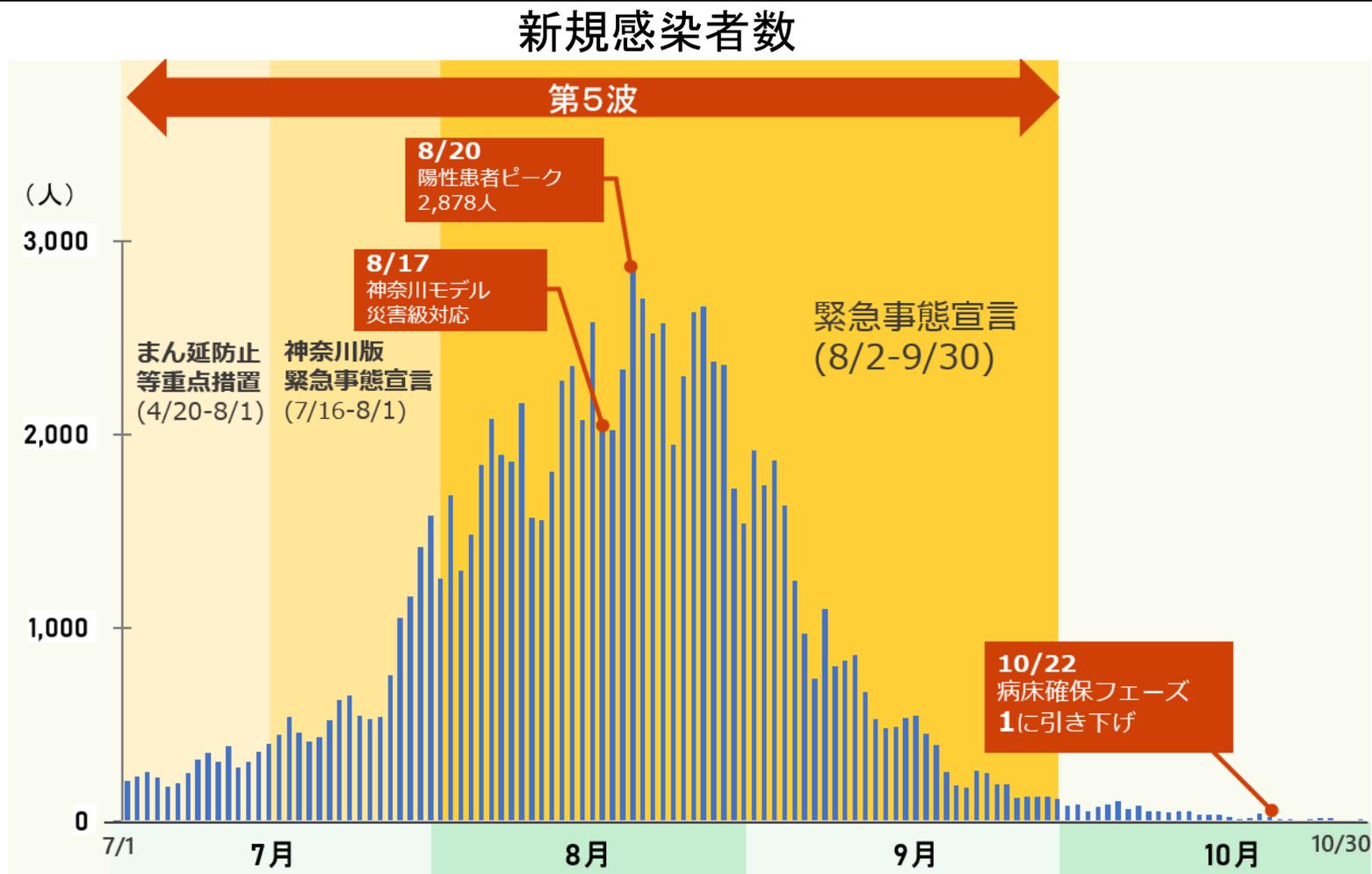
(2) 感染拡大の波(令和3年4月から6月)

第4波

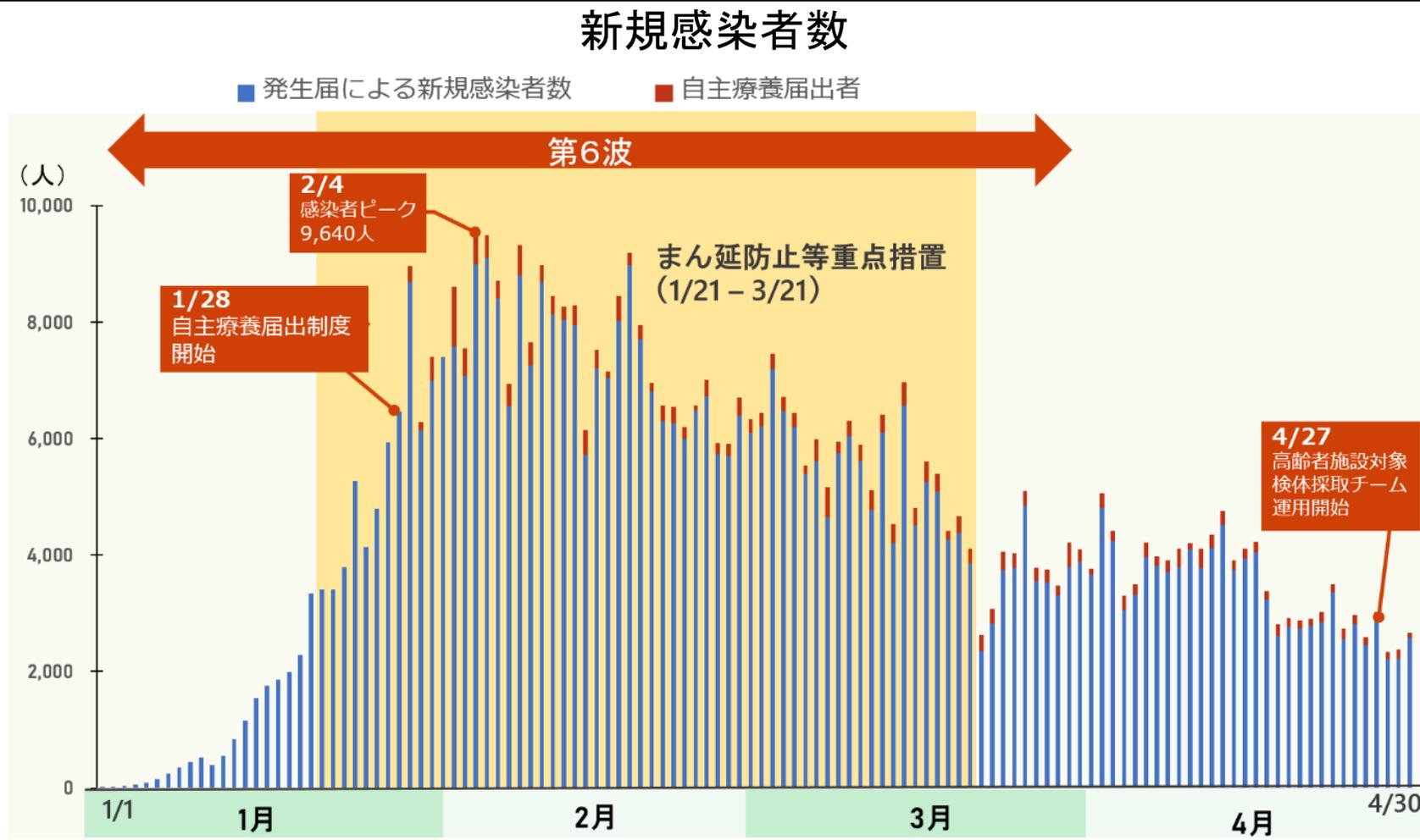


(2) 感染拡大の波(令和3年7月から9月)

第5波



(2) 感染拡大の波(令和4年1月から5月)

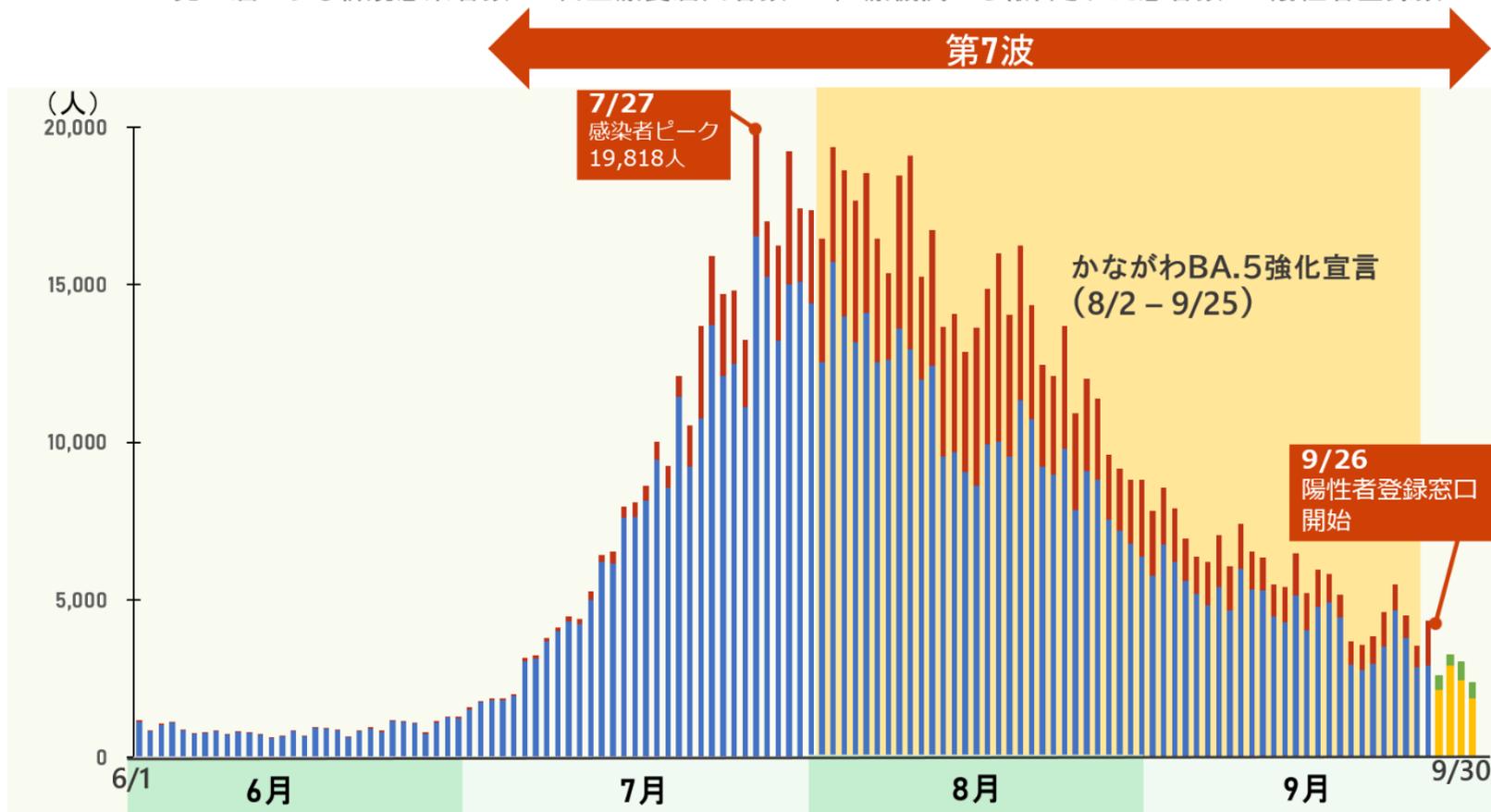
第6波

(2) 感染拡大の波(令和4年6月から9月)

第7波

新規感染者数

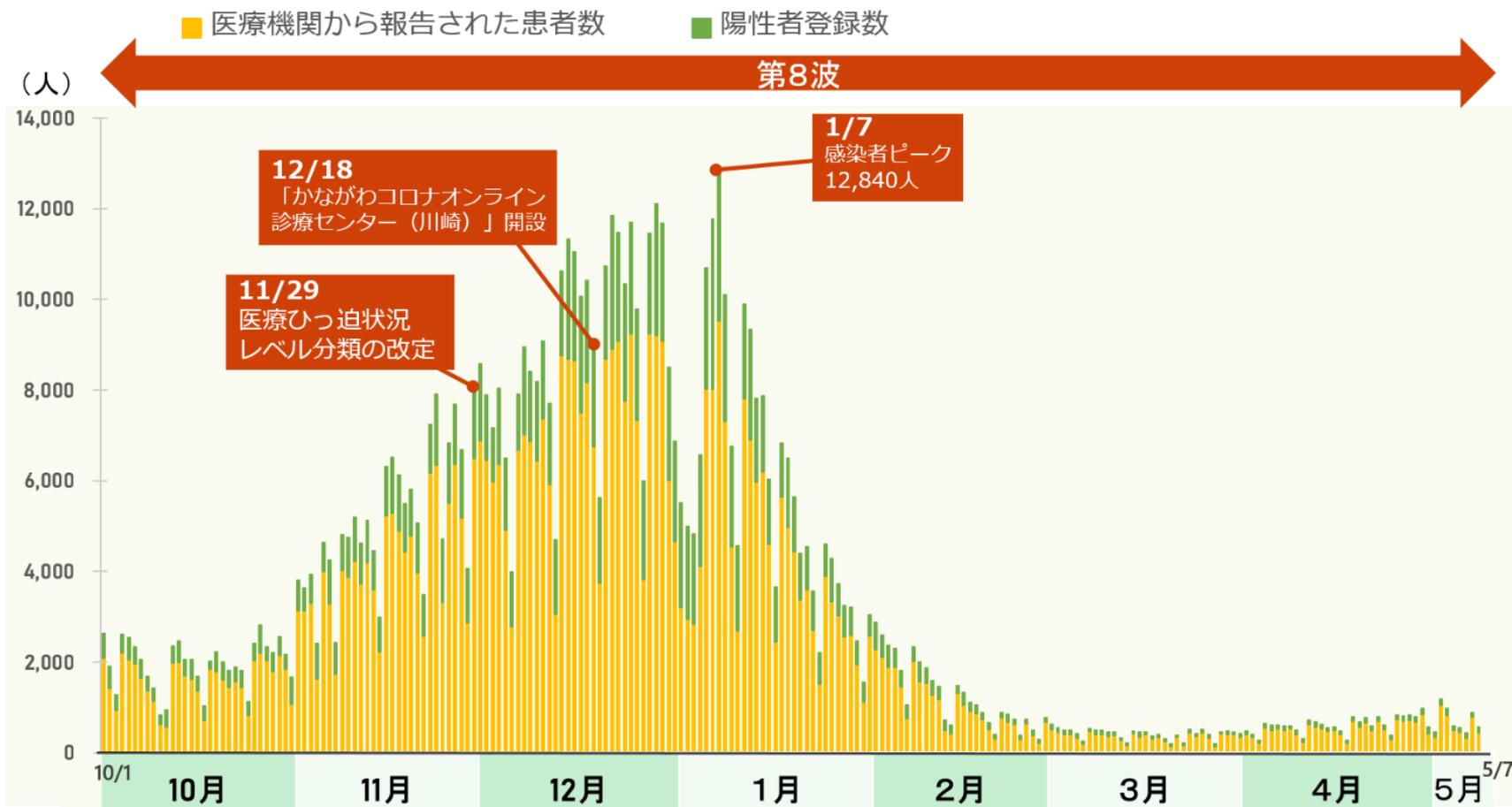
■ 発生届による新規感染者数 ■ 自主療養届出者数 ■ 医療機関から報告された患者数 ■ 陽性者登録数



(2) 感染拡大の波(令和4年10月から令和5年5月)

第8波

新規感染者数



ダイヤモンドプリンセス号の対応から緊急事態宣言発令前(令和2年2月～令和2年4月初旬)

医療提供体制	その他(県対策本部等)
R2.2.4 ダイヤモンド・プリンセス号の対応 県から神奈川DMATに派遣相談、 県内外医療機関への広域搬送を開始	
R2.2.13 本県で国内最初の死者を確認	R2.2.10 ダイヤモンド・プリンセス号の 新型コロナウイルス対策本部設置
R2.3.5 新型コロナパーソナルサポート開設、 LINEによるサポートの配信を開始	R2.2.26 県基本方針策定、 危機管理対策本部設置
R2.3.25 医療提供体制「神奈川モデル」発表	R2.3.16 特措法改正により、 新型コロナウイルス感染症神奈川県 対策本部に移行
R2.4.1 医療提供体制「神奈川モデル」の 運用開始	R2.3.26 県対策本部が特措法による本部 に移行

1回目の緊急事態宣言期間(令和2年4月初旬から5月末まで)

医療提供体制	その他(県対策本部等)
R2.4.10 全国初の宿泊療養施設 (湘南国際村)の運用開始	R2.4.7 緊急事態宣言による施設への 休業要請開始
R2.4.13 LINEによる神奈川県療養サポート を開始 特措法に基づく臨時の医療施設の設置 の発表	R2.4.11 協力金第1弾の開始 (定額10~30万円)
R2.4.17 神奈川モデル・ハイブリッド版の発表	R2.4.28 特措法45条によるパチンコ店への 要請・指示(~5.15) (要請42店舗、指示1店舗)
R2.5.12 神奈川コロナクラスター対策チーム (C-CAT)の創設	R2.5.25 緊急事態宣言解除

1
回
目
の
緊
急
事
態
宣
言

令和2年夏秋の感染拡大期から2回目の宣言発令まで(令和2年5月から令和3年3月)

2回目の緊急事態宣言

医療提供体制	その他(県対策本部等)
R2.5.26 LINEコロナお知らせシステム運用開始 感染防止対策取組書の導入 R2.8.1 医療危機対策本部室の設置	R2.7.17 神奈川警戒アラートの発動 R2.8.7 M・A・S・Kの呼びかけ開始 R2.10.8 かながわ県民割事業開始 R2.11.14 医療アラートの発動 R2.11.17 地方創生臨時交付金協力要請推進 枠創設(11.1以降の要請から適用)
R2.12.7 入院優先度判断スコアの導入 R3.1.4 神奈川モデル医療機関に対する 入院・手術等の一時停止の要請	R2.12.3 飲食店への時短要請の開始 R2.12.7 協力金第3弾の開始 (1店舗:2万円/日) R2.12.18 協力金第4弾の開始 (1店舗:4万円/日)
R3.2.1 かながわ緊急酸素投与センター (HOTセンター)の設置 R3.3.1 医療従事者向けワクチン接種開始 R3.3.5 病床確保フェーズの設定 R3.3.23 地域療養の神奈川モデルの開始	R3.1.2 1都3県で緊急事態宣言の適用検討 を国に要請 R3.1.8 緊急事態宣言の発令(~3.21) R3.1.12 協力金第5弾の開始 (1店舗:6万円/日)

まん延防止等重点措置の適用と緊急事態宣言の発令(令和3年4月から令和4年3月)

	医療提供体制	その他(県対策本部等)
1 回目のまん延 防止等重点措置	R3.7.17 県ワクチン大規模接種会場の開設	R3.4.20 まん延防止等重点措置の適用(～8.1) 規模別協力金制度の導入 R3.4.21 マスク飲食実施店認証制度の開始 R3.7.22 神奈川版緊急事態宣言の発令
		R3.8.2 緊急事態宣言の発令(～9.30)
3 回目の緊急 事態宣言	R3.11.22 病床確保フェーズに災害特別フェーズを新設(最大2500床)	R3.10.25 かながわPay第1弾キャンペーン開始 R3.11.8 新たなレベル分類の考え方 (ステージ分類の廃止)
	R4.1.28 自主療養届出制度の開始	R4.1.21 まん延防止等重点措置(～3.21)
2 回目のまん延 防止等重点措置		

かながわBA. 5対策強化宣言とコロナの類型変更まで(令和4年4月から令和5年5月)

医療提供体制	その他(県対策本部等)
R4.8.5 抗原検査キット配布の開始	R4.4.6 かながわ旅割事業開始 R4.6.10 新型コロナウイルス対応に係る検証と国への提言を実施 R4.8.2 かながわBA5対策強化宣言(～9.25)
R4.9.25 自主療養届出制度の終了	R4.10.11 全国旅行支援 「いざ、神奈川!」事業開始
R5.3.29 新型コロナウイルス感染症の類型変更に係る神奈川県への対応発表	
R5.5.8 5類への類型変更に伴い、宿泊療養施設等の取組終了	R5.5.8 政府対策本部の廃止に伴い、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部を廃止

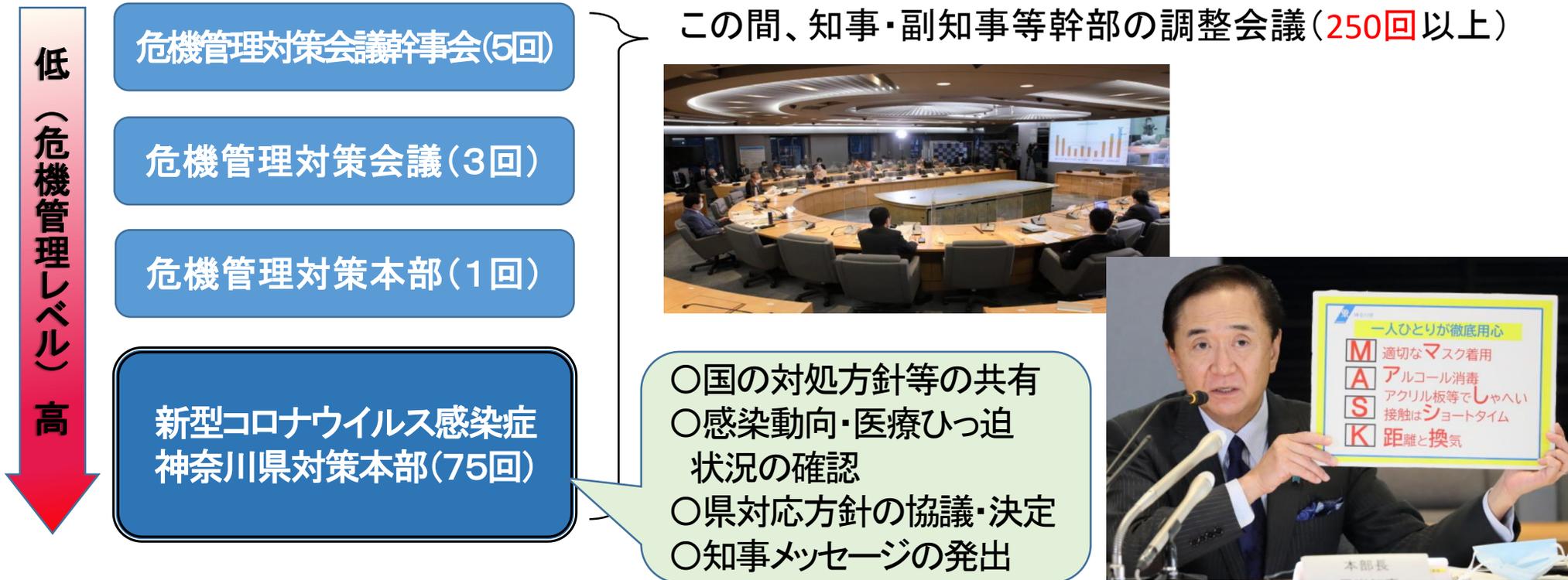
Ⅲ 本部体制（取組1～3）

Ⅲ 本部体制

取組1 本部の運営(本編P2)

くらし安全防災局

危機感の高まりに応じ、危機管理レベルを引き上げ、全庁体制を構築し対応した。



【課題と教訓】

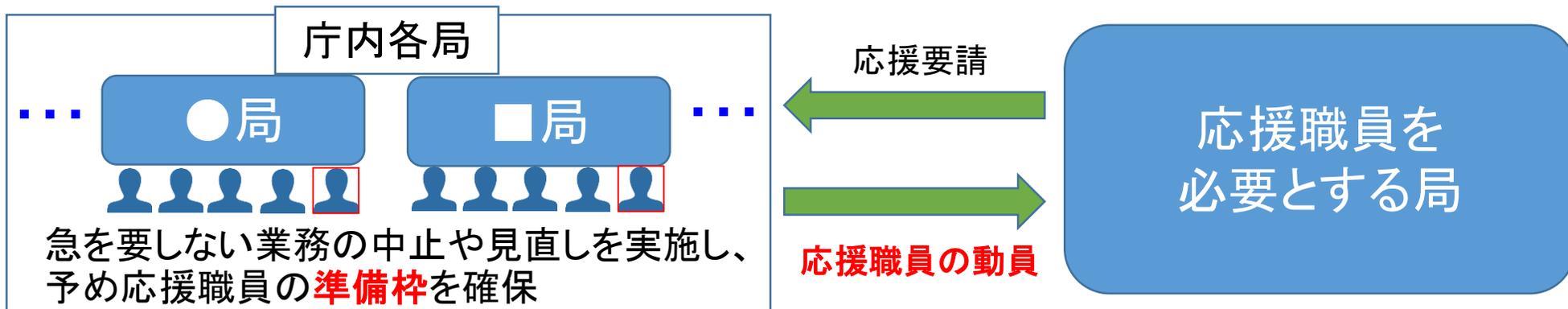
- 想定外の事態や対処が続出したが、本部体制の下、複数局で役割分担し連携して対処
- 平時・有事の切替に対応し、想定外の事態に対処できる危機管理体制の強化が必要

Ⅲ 本部体制

取組2 全庁コロナ・シフト(本編P6)

総務局

刻々と変化する事態と収束の見通せない状況の中で、迅速かつ柔軟にコロナ対応を行うため、庁内各局から応援職員を動員する体制を構築した。



感染の波ごとの
最大応援人数の
推移

感染の波	第1波 (R2.4)	第2波 (R2.9)	第3波 (R2.12)	第4波 (R3.4)	第5波 (R3.9)	第6波 (R4.1)	第7波 (R4.5)	第8波 (R5.1)
応援人数	約550	140	206	392	648 (最大)	536	431	291
準備枠	—	250	450	850(R3.4～)				
(医療危機対策本部室人数)※	—	(38)	(44)	(66)	(71)	(97)	(93)	(90)

※令和2年8月に設置

【課題と教訓】

- 当初は局の枠組みを超えた応援職員の動員に対し戸惑いもあったが、全庁対応が徐々に浸透
- 今般の経験を活かして、今後の危機事象や県政課題に全庁で取り組んでいくことが重要

Ⅲ 本部体制

取組3 1都3県との連携（本編P9）

くらし安全防災局

生活圏が重なる首都圏の1都3県が、感染拡大防止対策、国への要望、都民県民へのメッセージの発出などで連携した。



- 令和3年1月2日には、緊急事態宣言の適用に関して、大臣に緊急要望
- 1都3県知事会議28回
- 共同メッセージ24回
- 共同での緊急要望14回

ひ 引き続き「テレワーク」「時差出勤」を！

き 基本を徹底！「マスク」「手洗い」「消毒」

し 食事を複数人でとる際は「マスクで会食」を！

め 面倒でも「こまめな換気」を！

よ 夜のお酒は少人数・短時間で！

う ウイルスの感染予防に一緒に取り組みましょう！

埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県



○1都3県幹部職員が緊密に情報共有、連絡調整を実施し、重点措置の適用や、「共同取組」などの措置内容の調整を実施

【課題と教訓】

- 対策の違いが人流と感染拡大を招く懸念。一体性のある地域が連携することが重要
- トップの意向を踏まえた調整力のある幹部職員による連絡調整体制を確立することが必要

Ⅲ 本部体制

くらし安全防災局

取組3 全国知事会との連携(本編P13)

全国知事会・危機管理・防災特別委員会委員長として、全国知事会対策本部の副本部長に就任。国への要望や提案を積極的に展開した。



○知事会を代表し、政府の基本的対処方針諮問委員会に出席

○新型コロナに関する全国知事会議は**43回**開催

緊急要望とりまとめは**44回**

(緊急要望に反映された主な本県意見)

- ・行動制限の**要請と補償はセット**であるべき
- ・**補償金的な『協力金』**の制度化
- ・罰則も含めた**特措法に基づく知事の権限強化**
- ・ロックダウンのような強い規制ができる、
緊急的・時限的な措置が必要

特措法の改正や制度の運用改善等に反映



○大臣との意見交換(西村大臣との意見交換26回)

【課題と教訓】

○現場を預かる立場から、財政措置や制度の改善などを要請することは有効かつ重要

○発信力のある知事会を通じて、積極的に発言・発信していくことが必要

IV 感染防止対策（取組4～11）

IV 感染防止対策

取組4 県の基本方針、対処方針及び実施方針（本編P24）

くらし安全防災局

新型コロナウイルスに対応するため、3つの方針を定め運用した。

県機関の対応方針を定める

① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

- 1 職員向け対策
- 2 県立学校向け対策
- 3 イベント等の実施の扱い
- 4 来庁者への対応

県教育委員会における今後の教育活動等について

政府の基本的対処方針を踏まえた県の対処の基本を定める

② 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

- 1 情報提供・相談体制
- 2 まん延防止対策
感染防止等の対策
* 緊急事態宣言等発出時は実施方針を定め対応
* 県機関の取組は県基本方針に基づき対応
* 公立学校の取組
- 3 医療提供体制の確保
- 4 経済雇用対策
- 5 物資・資機材の確保
- 6 本部体制の充実

緊急事態宣言時の県の措置の内容を定める

③ 特措法に基づく緊急事態措置（重点措置）に係る神奈川県実施方針

- 1 措置を実施する期間
- 2 措置の対象とする区域
- 3 実施する措置の内容
○外出自粛要請
○施設の使用制限
○臨時医療施設
○緊急物資輸送 等
- 4 緊急事態措置を円滑に行うための取組

【課題と教訓】

- 3つの方針を並行して運用したことは、県民にとっての分かりやすさの点で課題
- コロナ対応の中盤以降、パワーポイント形式で周知する方法が定着したが、一本化して分かりやすく周知することが望ましい

IV 感染防止対策

取組5 まん延防止等の措置①(本編P28)

3度の「**緊急事態宣言**」の発令。行動制限に係る措置を実施した。

○外出自粛要請(法45条1項)

生活に必要な場合を除く外出自粛を要請

第1回目の宣言時、湘南海岸等に県外から車での来訪が増加したことを受け、「**今は、神奈川にこないで**」という強いメッセージを発出

○施設の使用制限(休業・時短)要請

宣言1回目(R2.4.7~5.25)

休業要請(法24条9項等)

学校に加え、遊興施設等、大学・学習塾、運動遊戯施設、劇場等、集会・展示施設、大規模商業施設等に要請

飲食店には20時までの時短要請

宣言2回目(R3.1.8~3.21)3回目(R3.8.2~9.30)

休業要請(法24条9項)

飲食店への時短要請、酒類の提供停止等

Kanagawa Prefectural Government



要請に応じないパチンコ店42施設に法45条2項の要請、1施設に同3項の指示を実施



要請に応じない施設に改正特措法に基づく命令・過料を適用
※取組5④参照

IV 感染防止対策

取組5 まん延防止等の措置②(本編P28)

改正特措法で制度化された「まん延防止等重点措置」を2回適用した。

○重点措置の内容

- ・法24条9項による飲食店への時短要請、酒類の提供停止、人数・時間制限等
- ※マスク飲食実施店は一部制限緩和を実施
- ・法31条の6第1項による時短要請している飲食店を、要請時間外に利用しないことを要請

要請に応じない施設に改正特措法に基づく命令・過料を適用
※取組5④参照



○措置区域の指定

- 1回目の重点措置(R3.4.28～5回延長)
横浜市、川崎市、相模原市



8回にわたり区域を変更

- 2回目の重点措置(R4.1.21～2回延長)
全域を対象



区域指定の考え方

- 次の点を踏まえ総合判断
- ・東京都に接している
- ・感染者がステージⅢ超
- ・措置区域との連坦性
- ・生活圈、飲食店の集積

※2回目の重点措置では、オミクロン株の特性から全域を対象

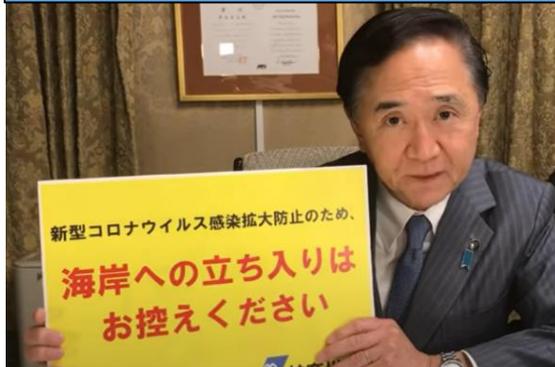


IV 感染防止対策

参考 県民への呼びかけと感染防止対策の啓発活動

くらし安全防災局

1回目の緊急事態宣言



今は神奈川に来ないで、
今は神奈川からでないで、
今はできるだけ家にいて
など強い呼びかけを実施

2回目の緊急事態宣言



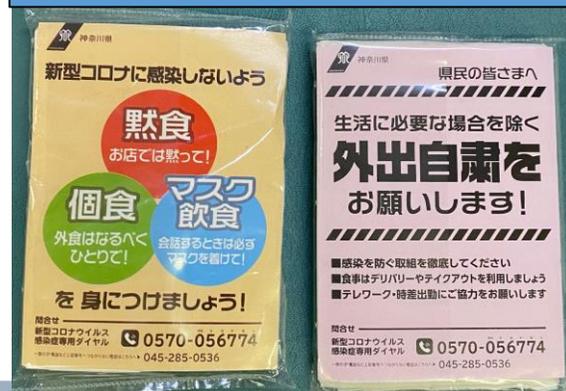
昼夜を問わず「マスク飲食」の徹底。併せて、「黙食」「個食」の実践を！

3回目の緊急事態宣言



一人一人が感染拡大防止の徹底「コロナを甘く見ないで」
デルタ株に対して「人混みは危険」

感染防止対策の啓発活動①



県内の主要駅や商業施設で、通行人に対し、外出自粛への協力を呼びかけるチラシが入ったポケットティッシュを配布(約6万2千個)

感染防止対策の啓発活動②



県内の主要駅や高速道路SA、県有施設、市町村施設等に掲示、併せて、新聞紙面や駅ホーム等のデジタルサイネージ等も活用して周知に努めた。

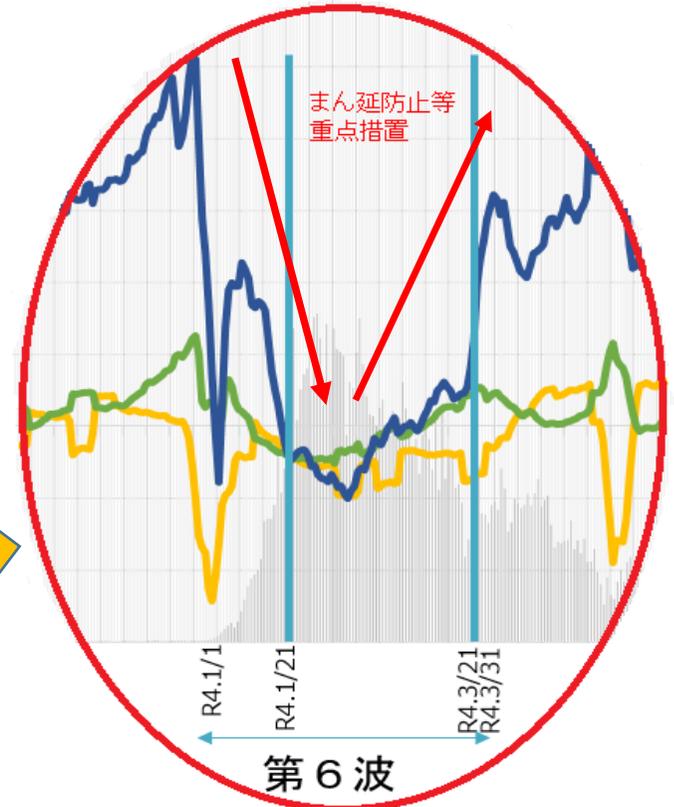
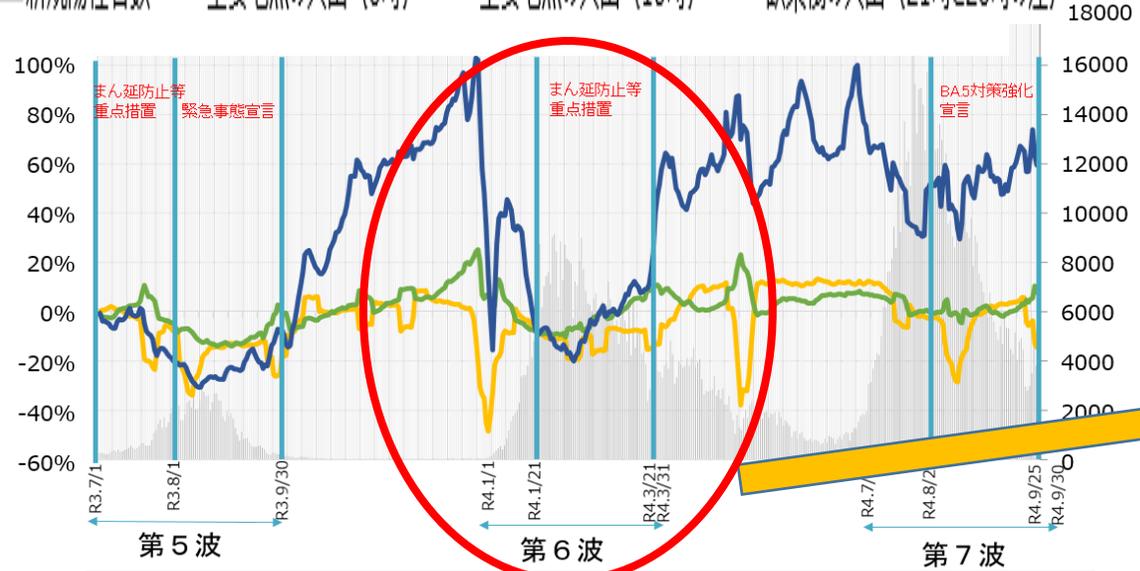
IV 感染防止対策

取組5 まん延防止等の措置③(本編P33)

主要地点や歓楽街の人流動向を把握することで施策の検討に活用した。

緊急事態宣言等は、人流抑制に一定の効果があった。また、感染拡大の兆しが見られると歓楽街等の人出は、行動制限措置の実施前から、自発的な自粛により、減少した。
しかし、要請の期間や回数が増えるたびに、自粛疲れにより効果は薄れていった。

■新規陽性者数 ■主要地点の人出(8時) ■主要地点の人出(15時) ■歓楽街の人出(21時と28時の差)



※グラフは、7月1日時点の人流の後方7日間移動平均(6月25日～7月1日の平均値)に対する、各日の後方7日間移動平均の増減率
(主要地点：横浜駅/川崎駅、歓楽街：野毛(桜木町)/関内)

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

IV 感染防止対策

取組5 まん延防止等の措置④(本編P46)

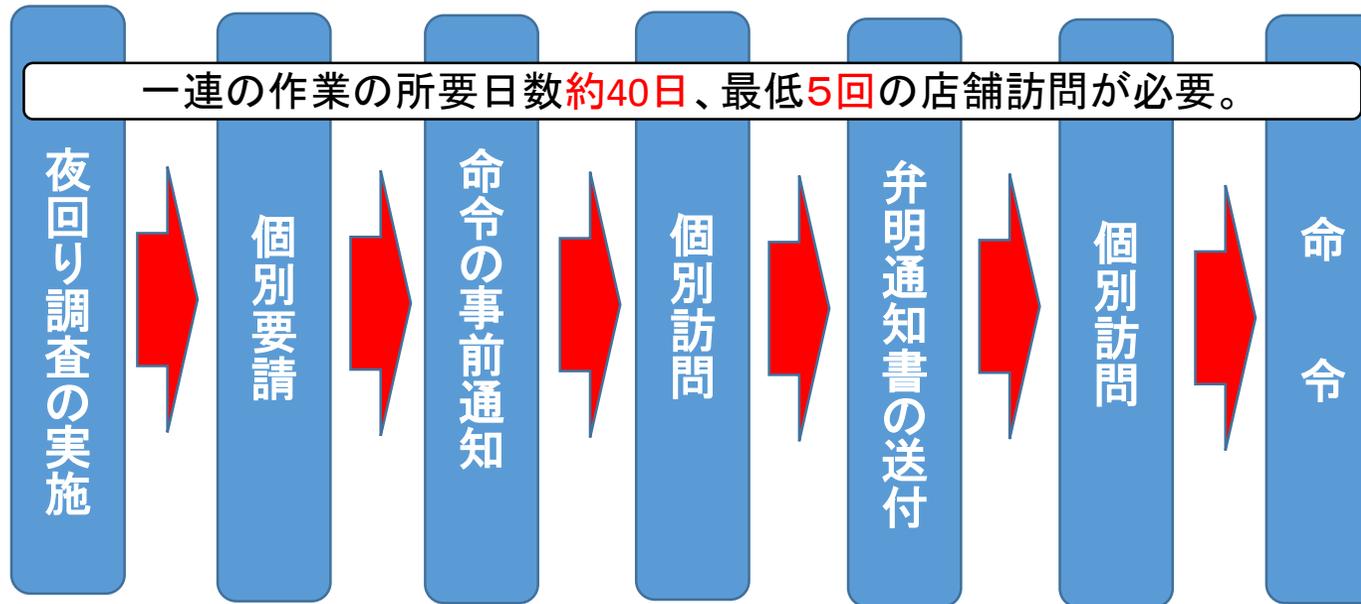
くらし安全防災局

要請に応じない店舗への夜回りや命令、過料手続きを実施し、措置の実効性の確保に努めた。

全期間を通じ、見回り延べ件数36,664件、個別要請の件数769件、命令の件数235件、過料手続きの件数183件

一連の作業の所要日数約40日、最低5回の店舗訪問が必要。

特措法に基づく命令等のフロー



命令違反の場合は、裁判所への過料手続き



【課題と教訓】

- 要請を重ねる毎に、歓楽街の夜間人流や要請に応じない店舗が増加
- 行動制限の要請は、エビデンスに裏付けされた訴求力のある説明、警戒感をもってもらうための伝え方の工夫とともに、「補償」的な財政支援策が必須

IV 感染防止対策

取組5 まん延防止等の措置⑤(本編P34)

イベントやコンサート等の催物に対し、収容率や開催時間の制限を要請した。

イベント開催制限の変遷

1回目の緊急事態宣言

大規模イベントの中止等の要請

2回目の緊急事態宣言以降

収容率(50%)と人数上限(5千人)等の制限の要請

※R3. 4の最初の重点措置から時短要請も追加

2回目のまん延防止等重点措置以降

安全計画の策定により、2万人まで人数上限を緩和

※重点措置解除後は、安全計画策定により制限を撤廃

イベント開催の相談は、県が一括して助言や確認を実施
「感染防止策チェックリスト」(小規模イベント)の策定や「感染防止安全計画」(大規模イベント)の県への提出(246件)を求め、各局が連携して、感染防止対策に取り組んだ。



IV 感染防止対策

取組6 ネットカフェ等の休業に伴う緊急受入れ(本編P56)

緊急事態措置に伴うネットカフェ等の休業で行き場を失った方向けの緊急受入所を設置した。

休業要請決定(令和2年4月10日)  緊急受入所を設置(令和2年4月11日～5月11日)



災害時協定を活用し、
間仕切りシステム等を調達・設置



緊急受入所

(シコースポーツ神奈川県立武道館)
くらし安全防災局及びスポーツ局
職員が24時間体制で運営

くらし・しごと・すまいの相談

福祉子どもみらい局、県土整備局及
び横浜市職員が入所者からの相談
を受け付け、退所後の道筋を案内

【課題と教訓】

- 局を超えたクロスファンクショで、緊急受入所の運営や入所者の生活支援等に対処
- 災害時協定や物資を活用して緊急受入体制を整備、今後の災害対応に活かすことが可能

IV 感染防止対策

取組7 社会福祉施設等の感染対策(本編P69)

福祉子どもみらい局

社会福祉施設等における事業継続・感染拡大防止に対する支援及び体制整備を行った。

事業継続支援等

施設従事者の体制維持

補助金等

支援金・慰労金
かかり増し経費
環境整備費

衛生用品・検査キットの配布

マニュアル等の作成・研修の実施等

感染拡大防止対策に対する支援等



県



高齢・障害・児童等
社会福祉施設

【課題と教訓】

- 緊急時に迅速に対応するため、平時から体制維持のスキームや計画等を整備することが必要
- 衛生用品の必要数の確保や迅速な配布が課題

IV 感染防止対策

取組8 公園での対策(本編P185)

県立都市公園は閉鎖せず、感染防止対策を講じながら、サービスの提供を継続した。
感染拡大時には、人流抑制等の観点から、駐車場など公園施設の利用制限を実施した。



公園利用者への呼びかけ

「密回避」「手洗い・消毒」「咳エチケット」など
感染防止対策の徹底を、利用者へ呼びかけ

駐車場の閉鎖

・令和2・3年度：市町の要請を受け、ゴールデン
ウィークや夏休み期間等で閉鎖



屋外プールの利用中止と開設

・令和2・3年度：利用中止
・令和4年度：更衣室の換気など感染防止
対策を徹底して開設
【CO₂測定・換気・消毒等】

【課題と教訓】

○県立都市公園は、県民の心と体の健康を維持する場として、コロナ禍のような状況下でも
閉鎖せずにサービスの提供を継続することが必要

IV 感染防止対策

取組9 道路での対策(本編P191)

県土整備局

人流を抑制し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、地元市町からの要請に応じて、駐車場を閉鎖した。

【令和2年度】

閉鎖期間	閉鎖した駐車場
4月15日～6月19日	立石駐車場(国道134号 横須賀市)
4月16日～5月31日	由比ガ浜地下駐車場(国道134号 鎌倉市) 片瀬海岸地下駐車場(国道134号 藤沢市)
4月22日～5月31日	三崎駐車場(県道26号 三浦市)
4月24日～5月31日	早川駐車場(国道135号 小田原市)
4月25日～5月31日	宮ヶ瀬第3駐車場(県道64号 相模原市) 大柵沢広場駐車場(県道64号 清川村)

【令和3年度】

閉鎖期間	閉鎖した駐車場
4月29日～5月11日	由比ガ浜地下駐車場(国道134号 鎌倉市)
8月7日～9月30日	由比ガ浜地下駐車場(国道134号 鎌倉市) 立石駐車場(国道134号 横須賀市)
8月12日～9月30日	片瀬海岸地下駐車場(国道134号 藤沢市) 早川駐車場(国道135号 小田原市)

【課題と教訓】

- 指定管理施設の場合、県の要請に基づき駐車場を閉鎖するため、減収分の負担が必要
- 迅速な対応が図れるよう予め協力体制を構築しておくことや、指定管理施設における減収負担の考え方をまとめておくことなどが重要

IV 感染防止対策

取組10 道路での対策(本編P192)

県土整備局

道路情報板や横断歩道橋に設置した横断幕を使って、外出自粛を呼びかけるメッセージを発信した。

道路情報板による外出自粛の呼びかけ



横断幕による外出自粛の呼びかけ



【課題と教訓】

○横断幕の設置には一定の日数を要するため、迅速な対応が図れるよう予め協力体制を構築しておくことが必要

IV 感染防止対策

取組11 河川・海岸での対策(本編P194)

県土整備局

感染拡大防止のため、人が集まる箇所への立ち入り、バーベキュー等の自粛を促す看板を設置するとともに、車両乗入防止措置を実施した。

1 自粛看板の設置

自粛看板の例

(1) 河川

○まん延防止等重点措置以上の宣言等がされている場合、各土木事務所が判断する箇所で自粛看板を設置(40箇所)

(2) 海岸

○R2年のGW及びR3年のGWから夏にかけて海岸への立入自粛看板を設置(20海岸)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、

**河川敷では
バーベキュー等を
自粛してください**

神奈川県

2 車両乗入防止措置

緊急事態宣言等が発令されるような感染拡大が懸念される状況で、地元市町からの要望を条件に、河川敷の土地を管理する主体として、車両乗入防止措置を実施



【課題と教訓】

- 自由使用の原則との整合性や事業者の営業への影響を踏まえ、慎重な検討が必要
- 地元市町との連携が不可欠

V 県民生活・経済支援（取組12～16）

取組12 飲食店への協力金交付等(本編P253)

産業労働局

感染症拡大を防止するため、時短要請等に協力した事業者に対して協力金を交付するとともに、感染防止対策用具の無償貸与を実施した。

① 飲食店向け協力金 (第3弾～第18弾)

交付件数	385,440件
交付金額	5,846億3,157万円

② 大規模施設等協力金 (第1弾～第5弾)

交付件数	11,041件
交付金額	51億3,812万円

③ 感染防止対策用具の無償貸与

アクリル板	267,345枚
サーキュレーター	9,119台
加湿器	3,607台
CO2濃度測定器	8,405台

【課題と教訓】

○協力金は、国の基本的対処方針が変更される都度、制度の再構築が必要。また、制度の複雑化に伴い、申請書類の不備や不足が増え、交付まで時間がかかる原因の一つ

○将来に備えた各種法制度、申請事業者の情報基盤の整備等については、国が責任をもって実施していく必要があると考えるが、仮に将来、協力金と同様の事業を県が実施すべきこととなった場合は、可能な限りきめ細かに制度を検討したうえで対応していくことが必要

取組13 事業者支援(消費喚起対策、補助金、給付金、金融支援等)(本編P263)

コロナ禍の影響を受ける事業者に対して、消費喚起対策や補助金、給付金、制度融資等により、事業継続を支援した。

① 県内消費喚起対策事業 (かながわPay(第1・2弾))

第1弾	アプリDL数	約100万
	加盟店数	約18,000店舗
	累計決済額	約600億円
第2弾	アプリDL数	約185万
	加盟店数	約24,000店舗
	累計決済額	約900億円

② 感染拡大防止、非対面ビジネス モデル、生産設備導入等への補助金

交付件数	12,374件
交付金額	191億4,194万円

④ 中小企業制度融資^(R5.10末時点) (新型コロナウイルス関連融資)

融資件数	50,542件
融資金額	1兆796億5,302万円

③ 売上が減少した中小企業 等への給付金

支給件数	110,672件
支給金額	37億1,475万円

⑤ テレワーク導入促進等 への補助金

交付件数	2,692件
交付金額	8億7,846万円

【課題と教訓】

○未曾有の国難とも言える状況の中、適時適切な支援策を打ち出し続けたが、幅広い事業者に対する一律の支援は、国の給付金の拡充などにより、国が責任をもって実施すべき

取組14 海水浴場が開設されない海岸等の安全対策(本編P323)

海水浴場が開設されない海岸では、本来、開設者がやるべき安全対策が行われないため、地元市町や関係機関と連携して海岸管理者が安全対策等を実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
海水浴場開設状況 (県管理海岸)	全て開設されず (非開設20箇所)	開設:12箇所 非開設: 8箇所	開設:17箇所 非開設: 3箇所
海水浴場が開設されない海岸の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・遊泳自粛看板の設置 ・海岸パトロール(警備員、ライフセーバー) 等 		
エリアマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・4エリアを巡回 〔三浦市から湯河原町までの沿岸を4つのエリアに分け、エリアを統括するライフセーバーを配置し、関係機関と広域的に連携〕 		
ドローンによる監視	藤沢海岸(片瀬西浜)	逗子海岸、鎌倉海岸、 藤沢海岸(片瀬東浜)	三浦海岸
備考	・6/19(公財)日本ライフセービング協会と包括協定締結	・8/2緊急事態宣言を受け、全ての海水浴場が休場	・7/1以降、海水浴場開設前の緊急安全対策を実施

神奈川モデルの展開



【課題と教訓】

- これまでに例のないこのような事態に対応する部局が県庁内になく、海岸利用者の安全・安心を最優先に考え、海岸管理者である県土整備局及び環境農政局が安全対策等を実施
- 新型コロナウイルスに限らず、安全対策が行われないような想定外の事態に対処できるよう、県庁内の関係部局と連携して体制を整えていくことが必要

取組15 生活困窮者対策(本編P341)

福祉子どもみらい局

生活困窮の相談や、住居確保給付金、生活福祉資金特例貸付等の対象者が急増。関係部局や民間団体と連携し、相談体制の強化、住居喪失者等への支援を行った。

生活困窮者自立相談支援事業
新規相談受付件数(町村)



全庁横断的にコロナ禍の生活困窮者対策を推進

生活困窮者自立相談支援機関
体制強化(町村部)

関係部局で連携し、様々な相談に対応する
生活支援総合相談窓口の設置

社会福祉法人等と連携し
県営住宅緊急入居者へ家具等の調達

ビジネスホテル等の借上げによる
住居喪失者向け一時的な居所の確保

住居確保給付金、生活福祉資金特例貸付、
自立支援金の申請数増への対応

生活困窮者推進本部の設置

住居確保給付金新規決定件数
(町村)



【課題と教訓】

○生活困窮者が抱える課題は複合的で、単一の部署で支えられるものではなく、庁内各部局の連携、共助の取組が重要

取組16 県民向け・事業者向け支援チラシの作成(本編P356)

県民・事業者が必要な支援に速やかにアクセスできるようにするため、県及び県以外の行政機関等が行う各種支援施策を整理・集約した支援チラシを作成した。

掲載内容

県民・事業者とでチラシを分け、困りごと別に支援施策を掲載(施策の変更に応じて掲載内容を更新)



配布等実績

- ✓ 紙媒体の配架
県内のスーパーや
商工会議所等(約88,000枚)
- ✓ インターネット掲載
県ホームページや
県LINE公式アカウント等

県民向け チラシ裏面 (一部拡大)		給付金等	
低所得のひとり親世帯	低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	一世代当たり 5万円	子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、収入の少ないひとり親一世代に対し、 5万円(第2子以降3万円) を支給します。
休業期間中の賃金の支払いを受けられなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の 80% (1日あたり支給額 上限11,000円)	休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、休業支援金を支給します。
業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償	平均賃金の 80%補償	業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、 労災保険給付の対象 となります。
			各市町村又はひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター ☎ 0120-400-903
			新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120-221-276
			各労働基準監督署

裏面には次の内容を記載

- ・ 困りごとの項目
- ・ 支援施策の項目、概要
- ・ 実施機関の連絡先

【課題と教訓】

- 必要な支援施策が「ひと目でわかる」チラシとなるようデザインを工夫
- 様々な機関の支援施策を分かりやすく提供したことで、効果的な支援実施に寄与

VI 社会経済活動との両立（ウィズコロナ）（取組17～20）

経済活動の再開と感染防止対策の普及の両立を図り、県民が安心して店舗や施設を利用できるよう、事業者が取り組む感染防止対策を「見える化」する「感染防止対策取組書」を運用した。

制度の対象

県内で営業する店舗や施設（登録は任意）

取組書の登録・掲示

- ① 業種別ガイドラインに沿い店舗等で取り組む対策を専用フォームで登録
- ② 県が提供する「取組書」の様式で出力
- ③ 店舗入口などわかりやすい場所に掲示



（店舗入口に掲示された取組書）

取組の「見える化」で県民が安心して店舗等を利用可能に

【課題と教訓】

- 日常的に積極的な感染防止対策に取り組むという事業者の意識を醸成
- 協力金など事業者へのインセンティブ施策の要件となったことにより登録が促進

最終登録件数

157,611件（重複登録を含む）

普及啓発

- ✓ 事業者・関連団体等に登録呼びかけ
- ✓ チラシ・ポスター掲示
- ✓ 新聞広告・動画配信 等



（事業者向けチラシ／広報ポスター）

取組18「マスク飲食実施店認証制度」の創設（本編P368）

政策局

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、感染防止対策に積極的に取り組む飲食店等を認証する「マスク飲食実施店認証制度」を令和3年4月に創設した。

制度概要

マスク飲食の実施などの認証条件を満たした飲食店等を県が認証（国が導入を求めた第三者認証制度として運用）

認証の流れ

- ① 申請を受けた飲食店等を訪問し、取組を確認
- ② 確認結果を審査して認証し、認証書を交付

認証条件（確認項目）

- ✓ 感染防止対策取組書の掲示
- ✓ マスク飲食の実施
- ✓ 基本的な感染防止対策の実施（換気、アクリル板設置等）

制度の実効性の担保

認証後、店舗への再訪問を実施（原則年1回以上）



（マスク飲食実施店認証書）

最終認証件数

35,423件

（県内飲食店の約9割）

普及啓発

- ✓ 認証店向け啓発物品の配布
- ✓ SNS・動画配信等



（「マスク飲食」鏡付きポップ／ステッカー）

【課題と教訓】

- 県民の飲食店利用に係る不安の軽減及び経済活動の再開・維持に一定の効果
- 事業者の協力を得るためには、科学的根拠に基づく制度の必要性の周知が必要

VI 社会経済活動との両立（ウイズコロナ）

取組19 横浜スタジアム技術実証（本編P375）

くらし安全防災局

収容率制限を超えるイベントでの感染予防環境の実現を、新技術を活用して検証した。

令和2年10月30日（金）～11月1日（日） プロ野球横浜DeNAベイスターズ対阪神タイガース3連戦

収容率50%上限を緩和

10/30 16,594人(51.2%)

10/31 24,537人(75.7%)

11/ 1 27,850人(86.0%)



高性能カメラ



CO2測定器

規制退場の案内



バックスクリーンからの注意喚起

- マスク着用
- 大声抑制
- 密集回避
- 参加者把握
- 入退場等の行動管理
- 警備員・係員配置 など

【課題と教訓】

- CO2測定器、人流データ、高性能カメラの活用、分散退場等の取組が、その後の感染防止対策に定着
- 官民で連携し、社会経済活動の再開に向けた出口戦略への道筋が示せることを実証

取組20 観光需要喚起策(本編P387)

国際文化観光局

県内旅行に対する割引や、県内飲食店等で利用できるクーポン付与により、観光需要を喚起した。

地元かながわ再発見推進事業 (かながわ県民割)

【実施期間】

- ①令和2年10月8日～
令和3年2月28日
- ②令和3年12月1日～
令和4年1月31日

【対象者】 神奈川県民

【割引内容】

- ①宿泊旅行に最大7,500円/人泊
日帰り旅行に最大5,000円/人
 - ②宿泊旅行に最大5,000円/人泊
日帰り旅行に最大2,500円/人
- ※いずれもクーポン付与なし

【利用件数】

184,587件

かながわ旅割

【実施期間】

- 令和4年4月6日～
令和4年10月10日
※4月29日～5月8日を除く

【対象者】

神奈川県民及び隣接県・地域ブロック居住者

【割引内容】

宿泊旅行、日帰り旅行ともに、最大5,000円/人泊・人の割引及び最大2,000円/人泊・人のクーポン付与

【利用件数】

618,157件

全国旅行支援「いざ、神奈川！」

【実施期間】

- ①令和4年10月11日～
令和4年12月27日
 - ②令和5年1月10日～
令和5年8月31日
- ※4月29日～5月7日を除く

【対象者】47都道府県居住者

【割引内容】

- ①宿泊旅行、日帰り旅行ともに40% /人泊・人(上限額あり)及び最大3,000円のクーポン
- ②宿泊旅行、日帰り旅行ともに20% /人泊・人(上限額あり)及び最大2,000円のクーポン

【利用件数(速報値)】1,390,894件

VII 県民・企業からの協力・支援（取組21）

VII 県民・企業からの協力・支援

取組21 基金の創設・基金への寄附を活用した事業(本編P393)

政策局

- 困難な状況に直面する医療従事者等を応援するため、令和2年5月に「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金」を創設した。
- 基金への寄附を活用し、医療従事者等への支援事業を実施した。(令和2年度～令和5年度)

寄附の受入

受入金額

17億1,254万円

(職員・議員等の手当等の削減による財源分を含む)

受入件数

6,131件

- ✓ 幅広い寄附方法の用意
(銀行口座、ふるさと納税等)
- ✓ 寄附募集の広報
(SNS、チラシ、寄附呼びかけ等)

基金の活用事業

全庁から活用事業を募集し、**医療・福祉・介護の現場従事者やボランティア団体等を支援する事業を実施**

年度	事業名	決算額等
令和2年度	みんなの感謝お届け事業	9億5,263万円
	医療通訳ボランティアの感染防止対策	59万円
	子ども食堂の継続支援	365万円
	「認知症カフェ」のリモート開催支援	2,019万円
令和3年度	潜在看護職員復職支援事業	638万円
令和4年度	子ども関連施設感謝・応援事業	7,979万円
	潜在介護職員等復職支援事業	450万円
	医療機関看護職員確保・育成支援事業	2,820万円
令和5年度	医療従事者勤務環境改善等支援事業	(※) 4億3,825万円
	医療機関看護職員等確保・育成支援事業	(※) 1億4,775万円

(※) 令和5年度は予算額



(「みんなの感謝お届け事業」で贈呈した県産品カタログ)

【課題と教訓】

- 県民の医療従事者等への応援機運を逃さず速やかに基金を創設し、多額の寄附を受入
- 補正予算の計上等により、できる限り速やかに活用事業を実現

VIII 適時適切な予算編成（取組22）

VII 適時適切な予算編成

取組22 当初・補正予算編成(本編P403)

総務局

医療提供体制の維持や事業者に対する「協力金」など、早急に対応すべき課題に対し、適時適切な予算を編成した。

年度	予算議案数 (うちコロナ対策含むもの)	コロナ対策予算額計	主なコロナ対策事業
R元	10件 (1件)	16億6,072万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症患者入院医療機関等設備整備補助 ・ 生活福祉資金貸付事業費補助 等
R2	15件 (11件)	7,049億1,336万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症病床確保支援事業費 ・ 感染症拡大防止協力金事業費 等
R3	27件 (26件)	1兆100億9,934万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症病床確保支援事業費 ・ 飲食店・大規模施設への協力金 等
R4	9件 (6件)	3,445億1,851万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症病床確保支援事業費 ・ ワクチン接種促進・検査に係る事業費 等
R5	6件 (2件) ※R5.12月現在	2,211億9,045万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症病床確保支援事業費 ・ 福祉施設における感染拡大防止対策 等

Ⅸ 議会の取組（取組23～25）

取組23 議会の取組(臨時会の開催及び特別委員会の設置)(本編P415)

国の感染症対策事業等に係る補正予算措置を講じるため、柔軟かつ機動的に臨時会を開催した。また、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会をいち早く設置するとともに、厚生常任委員会等を追加で開催し、感染状況に係る審査等を行った。



臨時会の開催

R2. 4. 24 令和2年 第1回 臨時会開催
以後 令和4年1月までに計9回開催

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置

R2. 2. 26 本会議で設置
以後 令和5年3月までに計21回開催
その他に県内調査を3回実施

厚生常任委員会等の追加開催

厚生常任委員会:20回、産業労働常任委員会:25回

【課題と対応】

- 臨時会では、飲食店の営業要件等に係る案件について、所管委員会で深夜から引き続き翌日まで審議を尽くした上で、速やかに補正予算措置を講じるなど柔軟かつ機動的に対応
- 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置するとともに、厚生常任委員会等を追加で開催したことで、感染状況や感染対策に係る調査を、適宜、適切な時期に実施

Ⅸ 議会の取組

取組24 議会の取組(本会議、委員会における感染対策)(本編P418)

議会災害等対策会議での協議の結果、3密の回避のための出席者の縮減をはじめとした本会議及び委員会における感染対策を実施した。



議会災害等対策会議を開催し、感染拡大防止に向けた取組について協議



本会議及び委員会において、3密の回避のため、出席者の縮減を実施



議場の演壇に飛沫拡散防止のためのアクリル板を設置

【課題と対応】

○出席者の縮減の方針を、感染防止対策を図りつつも議会審議に支障が出ないように定めることで、議会としての機能を維持

取組25 議会の取組(県議会議員の期末手当等の削減及び基金への繰入れ)(本編P422)

コロナ禍の厳しい社会情勢に鑑み、議員も自分たちの身を切る取組が必要と考え、期末手当等の減額を行い、経費削減を図った。



令和2年5月20日の本会議で提案説明を行い、期末手当の減額を行う条例改正について総員起立し可決

経過等

- R2.4.24 期末手当の減額の方針決定
削減対象: 令和2年6月及び12月の期末手当
削減率: 10%
- R2.5.20 期末手当の減額に係る条例改正
- R2.5.25 本県議会の取組による減額分については、県が設置する「かながわコロナ医療・福祉等応援基金」に繰り入れるよう、執行機関に求めることとした。
- R3.1.12 緊急事態宣言の再発出を受け、議員報酬の減額の方針決定
削減対象: 令和3年度中の議員報酬月額
削減率: 5%
- R3.2.10 議員報酬の減額に係る条例改正

【課題と対応】

○期末手当の支給に間に合うよう、条例改正を行う必要があり、期間がない中での対応だったが、議長の提案後、各会派で速やかに検討し、方針を決定

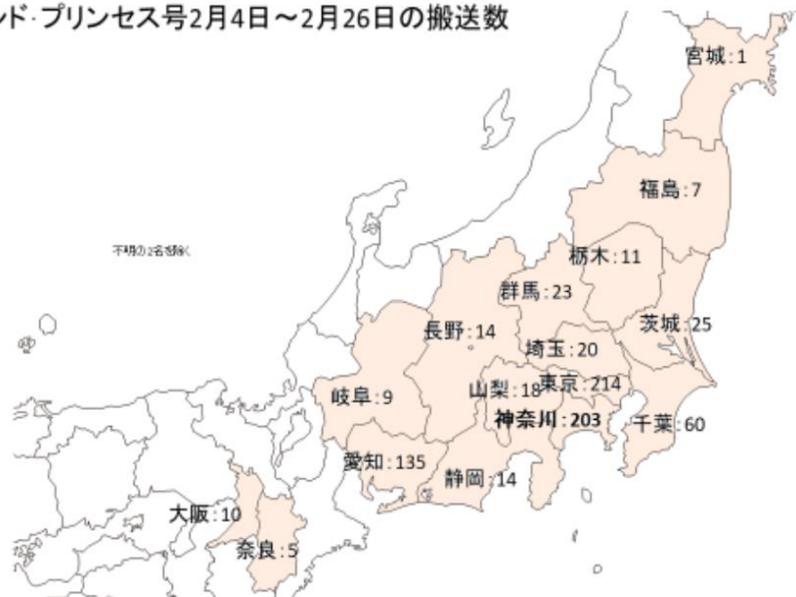
X 保健医療（取組26～40）

取組26 ダイヤモンド・プリンセス号への対応

健康医療局

船内で発生した新型コロナウイルスの感染拡大を災害レベルと判断し、災害派遣医療チーム(DMAT)による患者搬送を実施した。

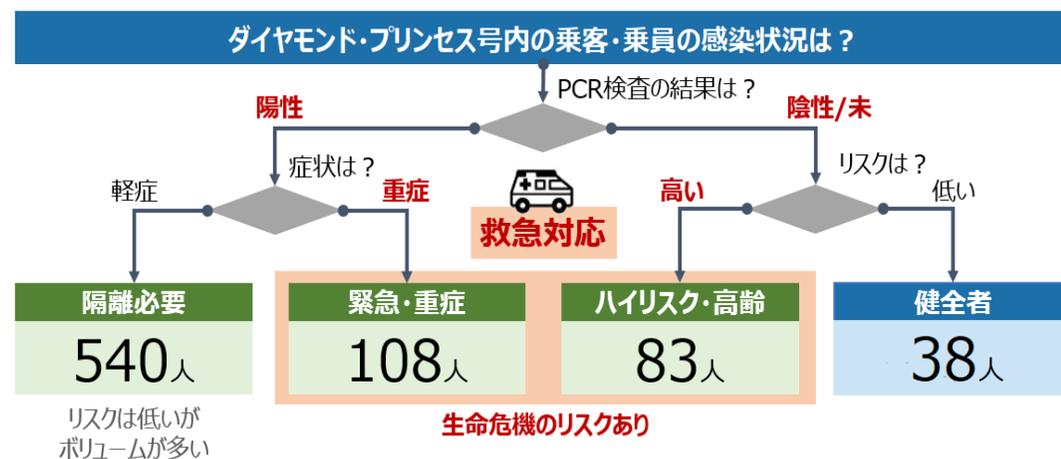
ダイヤモンド・プリンセス号2月4日～2月26日の搬送数



全国16都府県に769名を搬送

社会の縮図「ダイヤモンド・プリンセス号」

ダイヤモンド・プリンセス号内での感染状況を社会の縮図とし、今後起こりうる感染拡大に備える必要があった



新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P8参照

【課題と教訓】

- 軽症・無症状の感染者も多く、医療資源の有効活用のため重症度による患者の分類が必要
- 空床情報等のリアルタイムな収集や多数の患者を集約的に収容できる入院施設が必要

X 保健医療 【令和2年3月から】

取組27 ITを活用した情報発信・健康観察

健康医療局

LINEアプリを活用し、コロナに関する情報発信やニーズ把握を行った。また、LINE及びAIコールを活用し、迅速かつ効果的な健康観察を実現した。

一日感染対策ありがとうございます
あなたの行動が誰かの命を救います

本日の新規感染者数
(自主療養届発行者数含む) **2,817人**
(先週比 -1,293人)

うち自主療養届発行者数 **208人**

ワクチン接種(3回目)
65歳以上 **4/17時点**

接種者数(累計) **1,991,328人**
(4/14時点からの接種者数の増 +9,063人)

接種率 **91.35%**

現在の病床確保フェーズ
重症 **3**
中等症・軽症 **3**

「ワクチン追加接種(3回目接種)」のページはコチラ



本日の陽性患者数は **767** 人

病床に空きがなく入院できていない方 **71** 人 (前日時点)

緊急事態宣言発出中
徹底した外出自粛をお願いします!

■テレワーク・時差出勤にご協力をお願いします
■会食はランチも含め、今はやめてください

新型コロナウイルスに感染した患者の発生状況はコチラ

「新型コロナ対策パーソナルサポート(行政)」による、その人にあった情報やコロナに関する最新の情報を発信

LINEを使った健康観察

息が苦しいですか? **はい**

現在の体温を選択してください。
選択

パルスオキシメーターはありますか? **はい**

現在の酸素飽和度(SPO2)を選択してください。うまく測れない場合は「うまく測れない」を、分からない場合は「分からない」を選択してください。
選択

36.0未滿

前の項目を修正する

新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P127、244参照

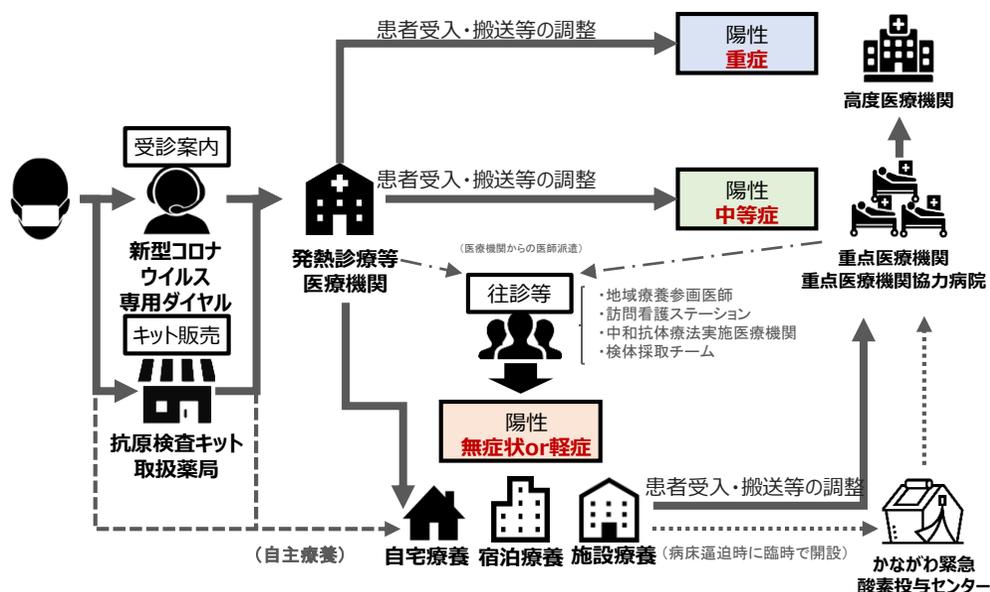
【課題と教訓】

- 有事の際に速やかに同様の仕組みを構築できるよう、平時からの検討が必要
- 急増する患者に対応するため、人数に応じたシステムの調整など、状況に応じた対応が必要

取組28 医療提供体制「神奈川モデル」

新型コロナ患者を受け入れる病院を「神奈川モデル認定医療機関」として認定し、重症度に応じた入院管理等を行う仕組みを構築した。

神奈川モデルの概略図



小児・周産期・透析・精神においてもそれぞれの医療提供体制を構築

各医療機関の位置付け



新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P178他参照

【課題と教訓】

- 病院の機能ごとに新型コロナ患者の受入れの役割を定め、限られた医療資源を効率的に活用
- 関係団体との緊密な連携・情報共有により、今後の新たな感染症にも対応

取組29 宿泊療養施設の開設

健康医療局

軽症者等については、県内全域で自宅又は宿泊療養施設での安静・療養を原則とすることとし、宿泊療養施設の運用を行った。

○ 宿泊療養施設開設実績(※)

延べ 18施設

最大時確保室数 2,928室

○ 受入実績(※)

計 40,284人(令和5年9月30日まで)

※保健所設置市が設置した施設を含む



国内最初の宿泊療養施設
「湘南国際村センター」



宿泊療養施設内観例

新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P235参照

【課題と教訓】

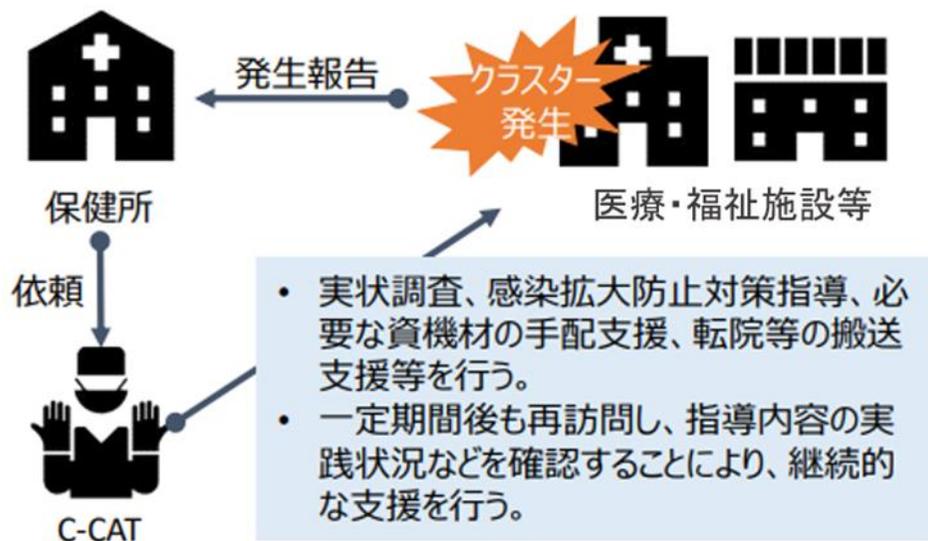
- 発生初期には協力いただける民間の宿泊施設が少なく、開設に向けての調整に苦慮
- 新興感染症の発生に備え、あらかじめ宿泊療養施設の確保に関する協定の締結が必要

取組30 神奈川県コロナクラスター対策チーム

健康医療局

医療従事者を構成員とする神奈川県コロナクラスター対策チーム(C-CAT)を、クラスターが疑われる福祉施設等に派遣し、感染対策指導をはじめとした支援活動を行った。

支援の概要



C-CATの支援活動

支援手配



陽性者発生施設における感染対策指導、ゾーニング指導



事前の感染対策指導、ゾーニング指導



研修・講習

継続的な支援体制構築



クラスター対策班



連携体制



県職員



施設職員



C-CAT
感染症対策指導チーム

新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P160参照

【課題と教訓】

- 感染力の強い株の場合、早期の感染対策指導等の支援に入る体制構築が必要
- 基本的な感染対策を理解していない施設職員への、感染拡大防止に向けた周知・教育が必要

取組31 臨時の医療施設の設置

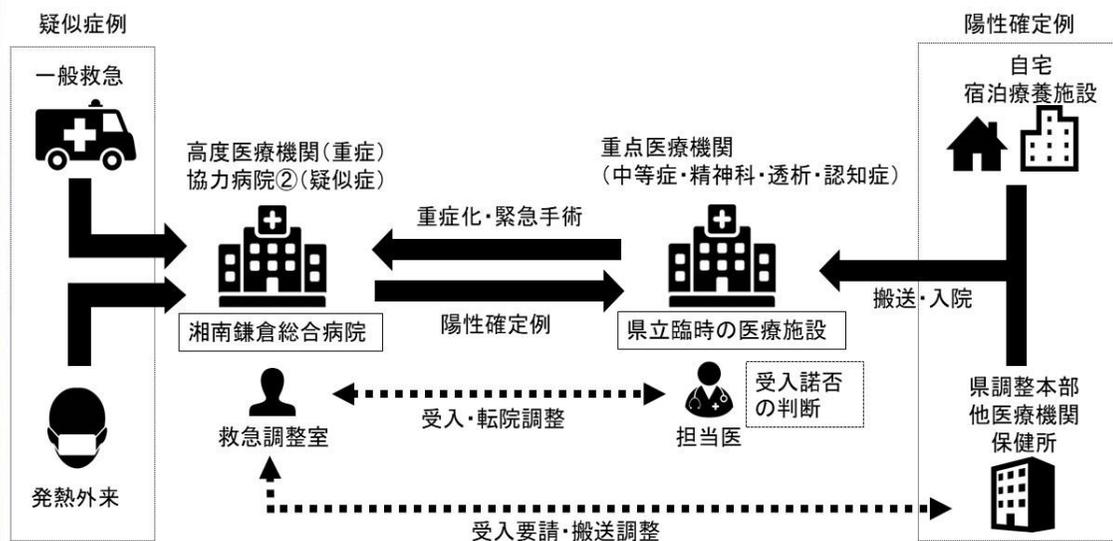
健康医療局

全国初のプレハブのコロナ患者専用入院医療施設として、臨時の医療施設180床を設置した。

臨時の医療施設 全景



臨時の医療施設の患者受入フロー



新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P276参照

【課題と教訓】

- 今後新興感染症が発生した際に迅速に対応できるよう、平時から候補地等の情報収集が必要
- 病床規模については確保可能な医療従事者等の人員体制を踏まえた検討が必要

取組32 自宅療養者への支援

自宅療養者が安心して療養できるように、配食やパルスオキシメーターの貸与による支援を行い、第6波以降の感染最拡大時においても、健康観察対象者の重点化を行うことにより、真に必要な方への健康観察を継続する体制を構築した。



食品及び日用品の例



優先してフォローアップを行う療養者を
重点観察対象者と呼ぶ
 ※発生届の内容から特定する

重点観察対象者の定義

次のいずれかの条件を満たすこと

年齢	50歳以上もしくは5歳以下
酸素飽和度	SpO2値95以下
リスク	重症化リスク因子あり

新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P222、226、230参照

【課題と教訓】

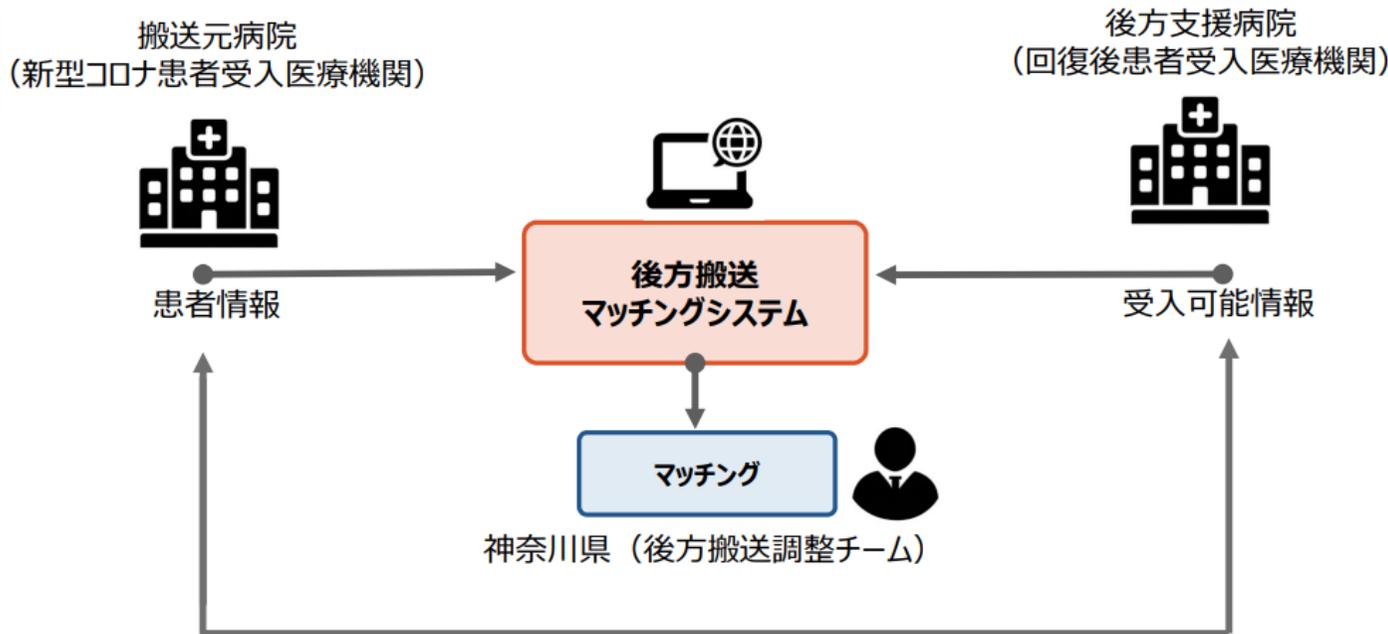
- 感染者の症状等の傾向を把握し、療養者への適切なフォロー体制の構築が必要
- 感染拡大の状況や療養者の重症化リスクを見極めた上で、必要な健康観察を継続できる体制の構築が必要

取組33 後方搬送神奈川モデル

健康医療局

症状軽快後の転院先調整（後方搬送）を支援する相談・調整窓口を設置し、重点医療機関等からスムーズに転院できる仕組みを構築した。

実施スキーム



* マッチング結果に基づいて当事者で直接最終調整

新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P286参照

【課題と教訓】

- 病床の効率的な運用のため、症状軽快後の患者の転院調整を円滑に行う仕組みが必要
- 医療機関間のマッチングの円滑化のため、適切にシステムに入力してもらう取組が必要

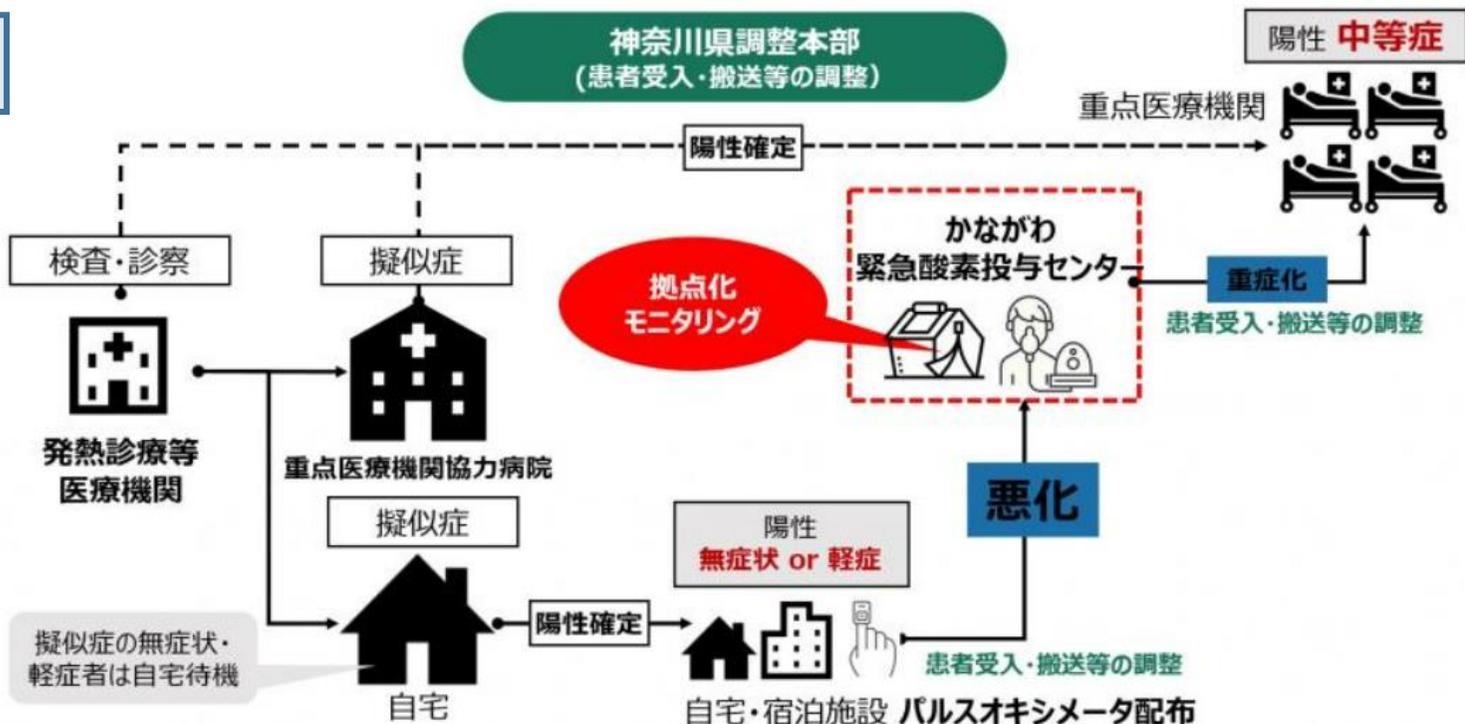
X 保健医療 【令和3年2月から】

取組34 かながわ緊急酸素投与センター

健康医療局

療養者のうち、入院が必要と判断された方の搬送先が確定するまでの間、酸素投与による応急処置をする緊急的な施設として設置し、患者の受入れを行った。

実施スキーム



新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P280参照

【課題と教訓】

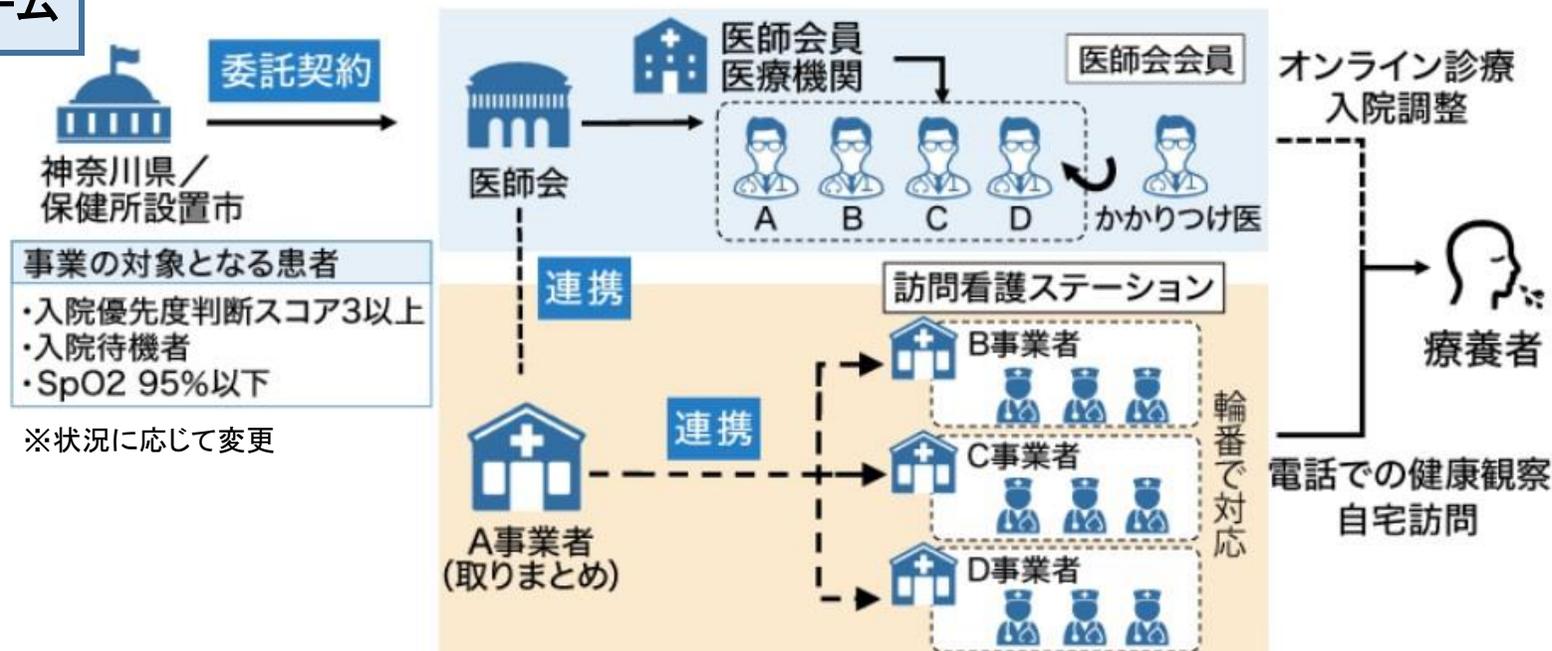
- 近隣医療機関や消防等との連携により、患者の滞在時間を最短に抑えつつ、適切な入院調整に寄与
- ウイルスの特性を適時・適切に把握するとともに、それに対応した施策展開が必要

取組35 地域療養の神奈川モデル

健康医療局

地域の医師会や訪問看護ステーション等が重症化リスクのある方等への健康観察を行うことにより、「地域医療の視点」で効果的に療養サポートを行った。

実施スキーム



新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P216参照

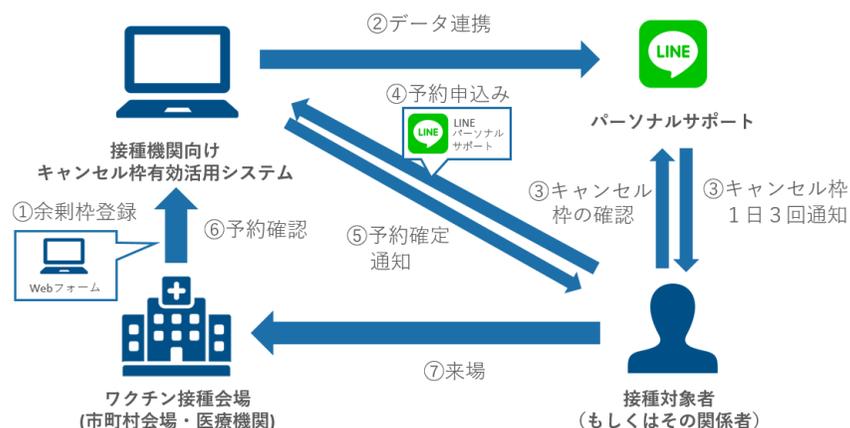
【課題と教訓】

○平時から医療機関等と協定を締結するなど、自宅療養者等の健康観察等を行える体制づくりを進めることが必要

取組36 ワクチン接種の促進

キャンセル枠有効活用を取組や大規模接種会場の運営により、市町村が主体となり実施するワクチン接種の促進を広域的に支援した。

キャンセル枠有効活用システム



種別	マッチング数
初回接種 (R3.6～12月)	3,765件
3回目接種 (R4.1～7月)	3,416件

大規模接種会場の運営



会場	総接種回数
新横浜会場	138,707回
足柄上会場	2,077回
海老名会場	45,291回

新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P88他参照

【課題と教訓】

- 特に初期ワクチン接種において、ワクチン不足が顕著だったため、有効的な活用が必要
- 関係者の負担軽減を念頭におき、平時と同様のワクチン流通・接種体制への移行が必要

取組37 抗原検査キットの普及に向けた取組

健康医療局

医療機関への早期受診や市中感染の抑制のため、抗原検査キットによるセルフテストを推進するとともに、国への要望を通じて、抗原検査キット市販化に繋げた。また、抗原検査キット適正使用推進協議会で課題等を議論し、抗原検査キットの普及・定着に向けて取り組んだ。

抗原検査キットで陽性だった方へのアンケート

(令和3年5月末実施:回答者数18人)
医療機関を受診したか
通勤・通学や外出を控えたか



抗原検査キットの使用は医療機関への早期受診や外出の抑制に大きな効果あり

抗原検査キットの普及定着に向けた取組

- ・県民に向けた配布事業の実施
- ・各種広報での使用方法・常備等の周知



キット使用方法動画



卓上ポップ

- ・抗原検査キット適正使用推進協議会を開催
県民がよりキットを入手しやすい仕組み等に繋げた

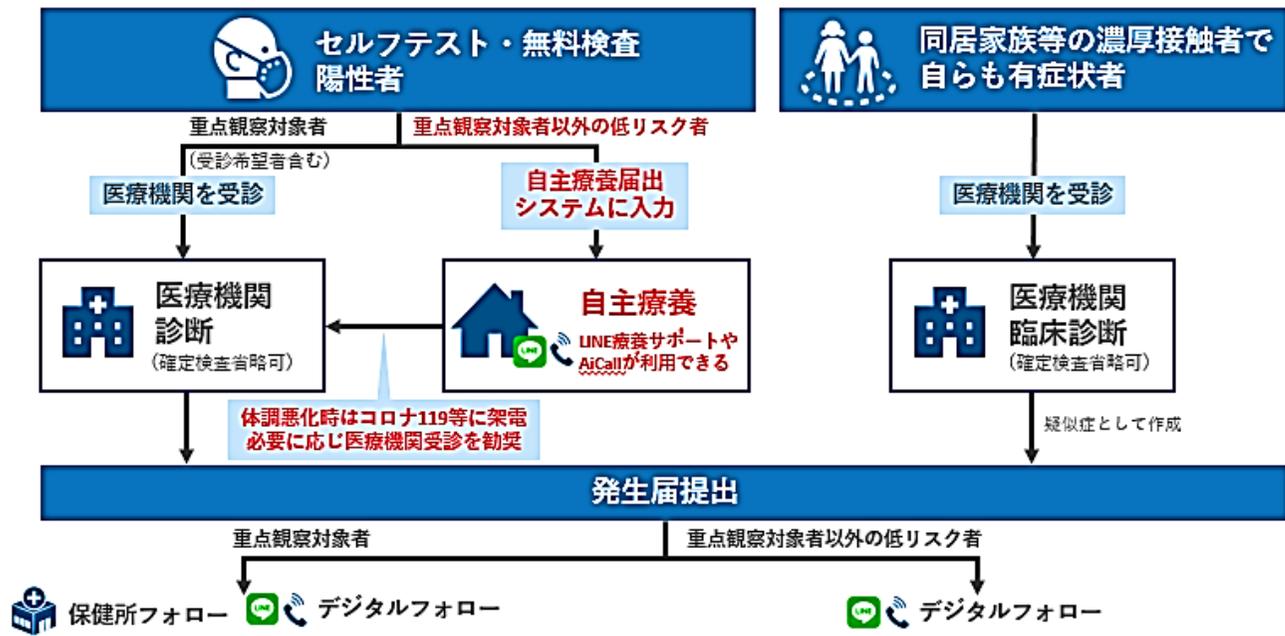
新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P138参照

【課題と教訓】

- 検査のための受診を一定程度減少させ、感染拡大期の発熱外来のひっ迫回避に寄与
- 市販の抗原検査キットを購入しやすくする取組みや、常備の必要性の継続的な周知が必要

取組38 自主療養届出制度

医療ひっ迫を減らすために重症化リスクの低い者を対象として、医療機関を受診せずに、療養を開始できる仕組みを整えた。



神奈川県 自主療養届管理番号:00000

新型コロナウイルス感染症 自主療養届

私は、自ら検査を行い新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認したため、「自主療養届システム」を利用して神奈川県に対し自主療養を始めたことを届け出ました。

○ 届出者の情報

氏名	神奈川 太郎
生年月日	0000年 0月 0日
住所	00市 00 00-00
メールアドレス	000000@00.00
発症日	令和00年0月0日
療養終了予定日(目安)	令和00年0月0日 <small>【発症日から14日後の日付です。症状が戻る場合は、症状がなくなってから72時間後の療養終了日となります。】</small>

神奈川県 自主療養届システム QRコード

発行日 0000年0月0日
(有効期間は発行日から1か月です)

発行：神奈川県健康医療局

自主療養届

新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P253参照

【課題と教訓】

○第6波・第7波において新規感染者が急増する中、適切な医療資源の配分が行われるなど大きな成果をあげ、実質的に「全数届出の見直し」の先駆けとなった制度

取組39 高齢者への支援の充実

健康医療局

高齢者施設での陽性者を速やかに検査・治療に繋げる「検体採取チーム」を結成するとともに、要介護の高齢者向けの宿泊療養施設を開設する等、入院医療のひっ迫を回避する体制を構築した。

高齢者施設に対する検体採取チーム

宿泊療養施設

従来への対応

1~2日



高齢者施設で
陽性者発生



保健所が
積極的疫学調査



県が保健所から
チーム派遣依頼受理

施設
支援

検体採取チーム

C-CAT/
クラスター対策班

中和抗体療法往診チーム



今後の対応

1~2日



高齢者施設で
陽性者発生



検体採取チームが
迅速に出動・検査

施設
支援C-CAT/
クラスター対策班

早期治療介入

短縮!

高齢者コロナ短期入所施設
【令和4年8月から令和5年9月】

県立さがみ緑風園の一角を、
要介護の高齢者のための宿泊
療養施設として運用

○ 受入実績 計 317人

(令和5年9月30日まで)

新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P165、235参照

【課題と教訓】

- 日頃から高齢者施設と医療機関の協力体制、検査・治療体制の整備が必要
- 要介護の高齢者であっても医療機関への入院によらずに療養を行える仕組みの構築が必要

取組40 日常の保健医療体制への移行に向けた取組

健康医療局

保健医療体制を段階的に日常体制に移行するための検討を行い、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更に向けた国への提言等を通じて、5類移行へと繋げた。

社会全体の歩みの道標(案)

(R4.6.30 令和4年第1回神奈川県感染症対策協議会資料)

	従来の対応 未知の感染症への 最大限の対応	ステップ1 ステップ2移行への 準備の対応	ステップ2 既知の感染症として 一般医療中の対応
 医療対応	厳格な感染管理を前提とした医療提供施設の偏在	現状に即した感染管理と対応医療機関拡大	適切な感染管理で日常の医療体制に順化
 保健所・行政対応	まん延防止を目的とした行政管理体制	制限解除へ向けた行政管理の段階的解除	行政介入を解除
 感染状況の把握	厳密な全例管理体制	サンプリングの傾向把握手法の導入	サンプリング的傾向把握
 社会の受け止め (不安払しょく)	公的費用負担と隔離的対応	費用負担の回避と行動制限緩和	高額負担の回避を前提に一般的取り扱い
 高齢福祉施設対応	原則入院など	患者の条件に応じた療養場所選定、持ち込み阻止、感染管理能力向上	
 インバウンド対応	現状のルール不在	陽性者は宿泊施設療養	一般施設運用

日常の保健医療体制への段階的な移行を議論

神奈川県新型コロナウイルス感染症対策指針(医療・福祉編)の策定(R4.7)

医療機関や福祉施設等における日常や感染者発生時の各場面における具体的な感染対策を提示

全数届出の見直しに向けた提言(R4.8)

有識者による国への提言を踏まえ、県として全症例把握から陽性者数把握への転換等を国に提言

感染症法上の類型変更後の対応への提言(R5.1)

類型変更時に経過措置等が必要な事業を整理

必要事業には、施行後しかるべき経過措置等を講じることを国に要望

新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編)P56参照

【課題と教訓】

- ウィズコロナ社会を見据えた国への提言等を通じて、日常の体制への段階的な移行を進めた
- 今後の新興・再興感染症の対応時には、日常の保健医療体制への移行を念頭に置いた検討が必要

XI 文教対策（取組41）

XI 文教対策

教育局

取組41 県立学校及び市町村立学校の対応①(本編P109)

児童・生徒等の安全・安心の確保と、学びの保障を両立させるための対応を行った。

	県立高等学校	県立特別支援学校
R2.3.2～R2.5.31	臨時休業	
R2.6.1～R2.6.28	時差通学・短縮授業・分散登校	
R2.6.29～R2.7.5	時差通学・短縮授業	時差通学・短縮授業 分散登校
R2.7.6～R2.7.12	時差通学・短縮授業	
R2.7.13～R3.1.7	時差通学	時差通学・短縮授業
R3.1.8～R3.3.21	時差通学・短縮授業	
R3.3.22～R3.8.31	時差通学	時差通学・短縮授業
R3.9.1～R3.9.30	時差通学・短縮授業 分散登校	時差通学・短縮授業
R3.10.1～R4.1.20	時差通学	時差通学・短縮授業
R4.1.21～R4.3.21	時差通学・短縮授業	
R4.3.22～R5.2.21	時差通学	時差通学・短縮授業
R5.2.20～R5.3.31	【通常登校】	時差通学・短縮授業
R5.4.1～R5.5.7	【通常登校】	

県立学校

国からの通知、
県対策本部会議
の方針等を踏まえ、
その時々々の感染状況に
応じて
適切に対応を行った。

市町村立学校

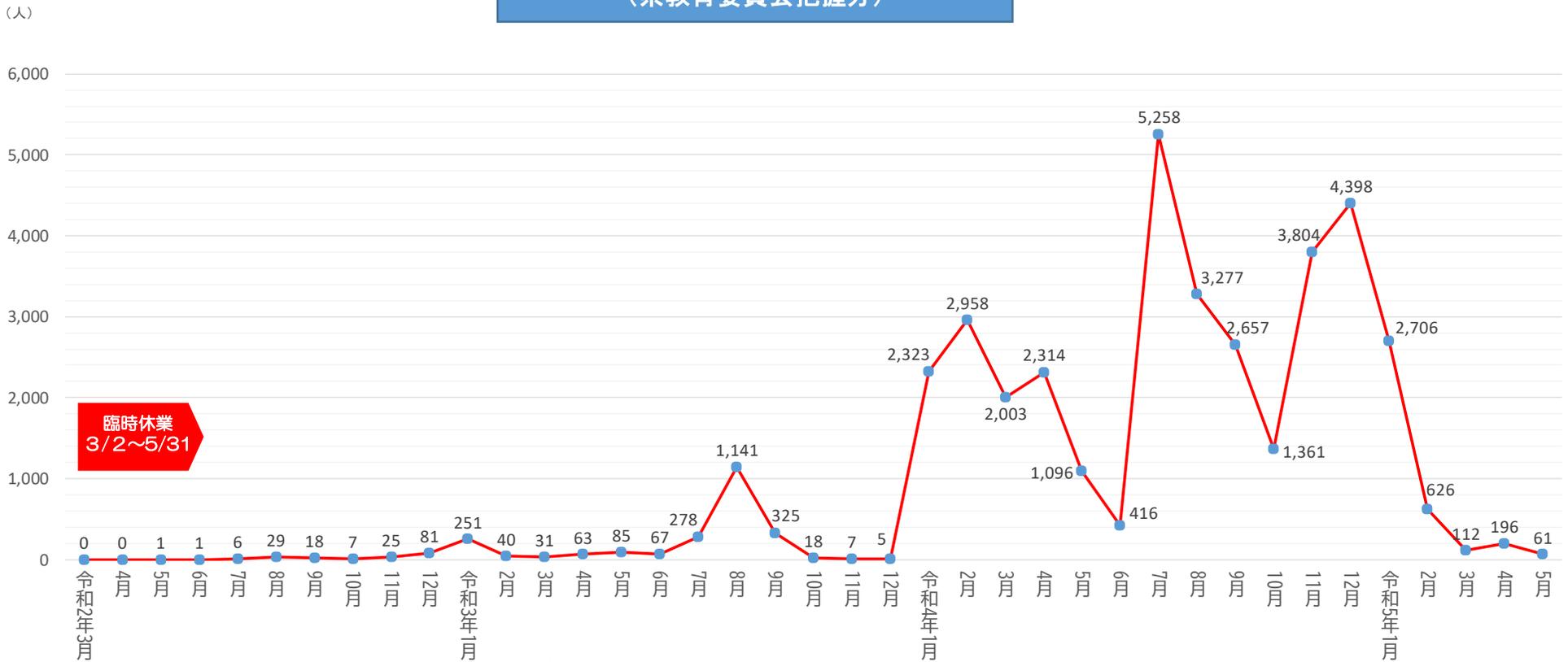
全市町村教育委員会に
対して、
県立学校の対応を伝え
るとともに、
それぞれの地域におけ
る感染状況等に応じて
適切に対応するよう依
頼を行った。

取組41 県立学校及び市町村立学校の対応②(本編P109)

教育局

児童・生徒等の安全・安心の確保と、学びの保障を両立させるための対応を行った。

県立学校における児童・生徒感染者数
(県教育委員会把握分)



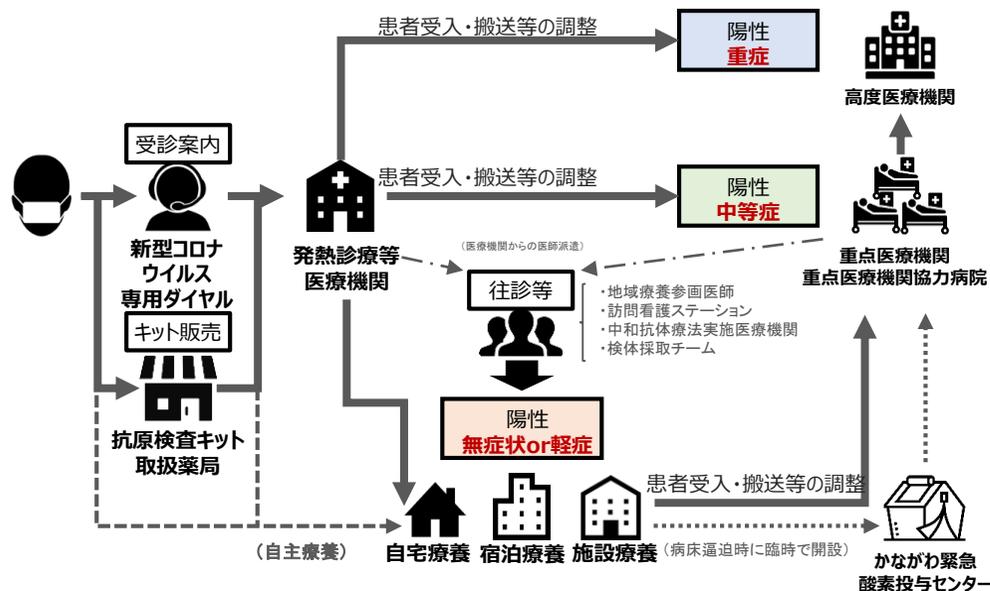
感染者数合計
38,045人

(参考) 神奈川モデル

43の神奈川モデルを展開

ひとつでも多くのいのちを救うことを基本理念とした本県独自の43の取組を「神奈川モデル」と称し、県内外に広く発信した。

医療提供体制「神奈川モデル」(再掲)



- かながわ緊急酸素投与センター
- 地域療養の神奈川モデル
- 自主療養届出制度
- LINEコロナパーソナルサポート
- 入院優先度判断スコア
- かながわコロナオンライン診療センター
- etc.

43の取組を広く発信

【課題と教訓】

トップの強いリーダーシップの下、医療やデジタル技術の専門家の知見とノウハウの活用、臨機な財政措置と業務継続体制、そして何より最前線に対応した医療従事者の尽力と全ての事業者・県民の協力など、神奈川の総力を結集することで、想定外が重なる困難事案も克服可能